

2015

12

DECEMBER

Vol.63

Produce by  
Osaka pref. Industrial Waste Association

# Clean Life

クリーン  
ライフ



株式会社 ジェイ・ポート

**特集1** 改正廃棄物処理法 政省令案等の概要

**特集2** 医療機関に退蔵されている  
水銀血圧計等回収マニュアル

# 廃棄物管理士講習会

## 受講対象

産業廃棄物の処理を委託又は受託し、適正に管理していくために必要な法的知識を習得したいと考えている方等

## 受講料

10,000円 (資料代/消費税込み)

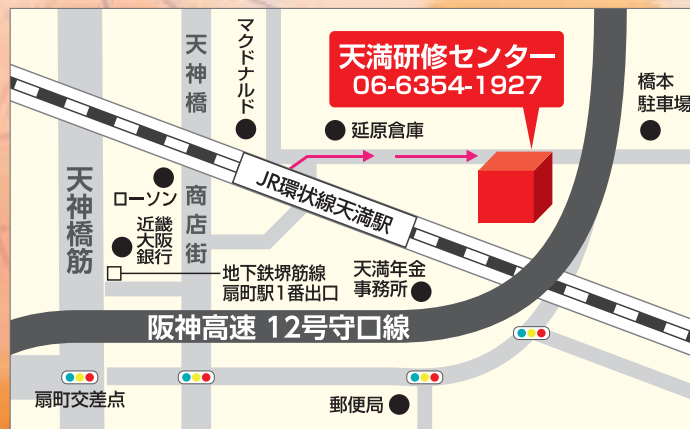
## 開催期日

	開催日	受講日数	定員
平成28年	2月12日(金)	1日	100名
	3月25日(金)	1日	100名

## 開催場所

### 天満研修センター

大阪市北区錦町2-21 TEL 06-6354-1927



- 本講習会の修了者には、公益社団法人大阪府産業廃棄物協会が認定する「廃棄物管理士」の資格が付与されます。
- 本講習会の修了者は、堺市循環型社会形成推進条例に基づく「産業廃棄物管理責任者」等として従事することが可能になります。
- 本講習会の修了証は、大阪府における産業廃棄物収集運搬業の許可を更新申請するための修了証等として、ご利用いただけます(法人の場合は、原則として役員等が修了したものが対象です)。
- 本講習会の受講者は、継続学習制度(CPDS)を利用することにより、多くの行政機関等でCPDSの点数(7ユニット)が行政手続きの技術評価項目としてご利用いただけます。

## C O N T E N T S

特集 1 ●改正廃棄物処理法政省令案等の概要	2
特集 2 ●医療機関に退蔵されている水銀血圧計等の回収について (セミナー資料)	6
行政情報 ●●労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行について (平成27年9月30日 基発0930第9号)	17
●企業における人材育成の推進に関する要請について (平成27年10月27日 能発1027第1号)	29
事業報告 ●	36
●大阪府知事感謝状贈呈式出席	
●平成27年度施設見学会	
●ECOファミリーフェスタ2015	
●エコアクション21 10周年記念大会 in Osakaへの開催協力・感謝状等贈呈式への出席	
●廃棄物不適正処理巡視事業	
●第5回大阪マラソン (OSAKA MARATHON 2015) に伴って 生じる産業廃棄物の回収協力	
●全国産業廃棄物連合会近畿地域協議会	
●徳島県産業廃棄物・特別管理産業廃棄物適正処理講習会	
●循環型社会形成推進功労者等環境大臣表彰	
●環境衛生功労者知事表彰	
●産廃塾 (経営者コース) 地域社会のために存続する！民事再生への道～産廃処理業者が語る～	
●リスクアセスメント推進研修会 (経営者コース) 産業廃棄物処理業におけるBCP策定啓発セミナー	
●第1回電子マニフェスト導入実務研修会	
廃棄物処理先進事例調査 ●	40
●第15回 (リマテック株式会社・株式会社リナジェン)	
事業案内 ●	48
新刊紹介 ●	49
新規入会会員紹介 ●	50
会員紹介 ●株式会社ジェイ・ポート	52
バックナンバーのご案内 ●	58
●Clean Life ●よくわかるシリーズ ●廃棄物法制等普及促進シリーズ	

## 特集 1

改正廃棄物処理法  
政省令案等の概要「廃棄物の処理及び清掃に関する  
法律施行令の一部を改正する政令案」及び  
「廃棄物の処理及び清掃に関する  
法律施行規則の一部を改正する省令案」等の概要

## 0. 背景・趣旨

平成25年10月の「水銀に関する水俣条約」の採択を受け、早期にこれを締結し、条約の趣旨を踏まえた包括的な水銀対策の実施を推進すべく、平成26年3月に中央環境審議会に「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀対策について」が諮問され、同諮問は循環型社会部会及び関係の部会に対し付議された。これを受け、循環型社会部会に「水銀廃棄物適正処理検討専門委員会」が設置され、審議が進められ、平成27年2月に中央環境審議会会長から環境大臣へ「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀廃棄物対策について（答申）」として答申がなされた。

本答申では、水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀廃棄物対策について、水俣条約における規定及び我が国が目指すべき方向性並びに我が国における水銀廃棄物の状況を踏まえ、その環境上適正な処理の在り方として金属水銀及び水銀含有物を廃棄物として処分する際の環境上適正な処理方法並びに水銀添加廃製品の環境上適正な管理の促進方策、その他、必要な対策等や今後の課題が取りまとめられた。

また、東日本大震災を始めとする近年の災害の教訓として、災害により生じた廃棄物を円滑・迅速に処理していくため、先般、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律（平成27年法律第58号）が施行されたところだが、産業廃棄物処理施設における災害廃棄物の迅速かつ効率的な処理に資するようにするため、同施設で災害廃棄物を処理する場合の特例について、対象となる一般廃棄物を規定する必要がある。

以上の背景を踏まえ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。）並びに特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法（平成4年厚生省告示第194号。以下「194号告示」という。）等を改正するものである。

## &lt; 1. 水銀関係 &gt;

## 1-1. 改正の概要

- (1) 廃水銀等及びその処理物の特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物への指定（令第1条及び第2条の4、規則第1条及び第1条の2並びに194号告示関係）

水銀又はその化合物が廃棄物となったものについて、以下のとおり、新たに特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物として規制対象に追加し、必要な処理基準を設けることとする。

### ○特別管理一般廃棄物（令第1条）

① 水銀又はその化合物が使用されている製品が廃棄物となったもの（以下「水銀使用製品廃棄物」という。）のうち一般廃棄物であるものから回収した廃水銀

② ①を処分するために処理したもの（※1）

（※1）ただし、環境省令で定める基準に適合しないものに限るものとする。当該環境省令（規則第1条）において、この基準は、環境大臣が定める方法（※2）により処理したものであることとし、同方法について、194号告示において、以下のとおり定めることとする。

- ・当該廃棄物を適切に精製したうえで、硫化設備を用いて十分な量の粉末状の硫黄と反応させ、生じた硫化水銀について固型化設備を用いて十分な量の結合剤により固型化する方法とする。

### ○特別管理産業廃棄物（令第2条の4）

① 廃水銀等（廃水銀及び廃水銀化合物のうち、事業活動に伴って生じたもの及び輸入されたもの、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるものとして環境省令で定めるもの）

水銀又はその化合物が廃棄物となったもの（水銀使用製品に封入された水銀が廃棄物となったものを除く。）について、以下のとおり、特別管理産業廃棄物として指定することとする（規則第1条の2）。

#### <特定の施設から排出されるもの>

- ・（ア）水銀若しくはその化合物を含む物又は（イ）水銀使用製品が廃棄物となったものから水銀を回収する施設において生じたもの
- ・水銀使用製品の製造の用に供する施設において生じたもの
- ・灯台の回転装置を有する施設において生じたもの
- ・水銀を媒体とする測定機器（水銀使用製品を除く。）を有する施設において生じたもの
- ・国又は地方公共団体の試験研究機関において生じたもの
- ・大学及びその附属試験研究機関において生じたもの
- ・学術研究又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所において生じたもの

#### <水銀汚染物又は水銀使用製品廃棄物から回収されるもの>

- ・水銀又はその化合物を含む物から回収した廃水銀
- ・水銀使用製品廃棄物のうち産業廃棄物であるものから回収した廃水銀

② 廃水銀等を処分するために処理したもの

（2）（1）で指定された特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る収集、運搬、処分等の基準の改正（令第3条、第4条の2及び第6条の5並びに規則第1条の14、第8条の10及び第8条の13関係）

① 収集運搬方法及び保管方法の追加

廃棄物の飛散流出防止等の特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る一般的な収集運搬基準に加え、PCB廃棄物や感染性廃棄物と同様、以下の基準もかけることとする（令第4条の2及び第6条の5）。

- ・運搬容器に収納して収集し、又は運搬すること
- ・運搬容器は、密閉できることその他の環境省令で定める構造（収納しやすいこと及び損傷しにくいこと）を有すること排出現場における保管（規則第8条の13）及び積替え又は保管（規則第1条の14及び第8条の10）にあたっては、上記と同様、以下の基準をかけることとする。

- ・容器に入れて密封すること
- ・高温にさらされないために必要な措置を講ずること
- ・腐食の防止のために必要な措置を講ずること

## ② 中間処理方法及び処分方法の追加

特別管理産業廃棄物である廃水銀等の埋立処分にあたっては、あらかじめ環境大臣が定める方法（※3）により処理することとし、環境省令で定める判定基準（※3）を満たさない当該廃水銀等の処理物については、遮断型最終処分場にて処分することとし、判定基準に適合するものについては、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように環境省令で定める必要な措置（※3）を講じた管理型最終処分場（水面埋立地を除く）にて処分することとする（令第6条の5）。

特別管理一般廃棄物である廃水銀の処分又は再生について、環境大臣が定める方法（P2※2）により行うこととし、当該廃水銀の処理物の埋立処分にあたっては、特別管理産業廃棄物の整理と同様とし、環境省令で定める判定基準（※3）を満たさない当該廃水銀の処理物については、遮断型最終処分場相当にて処分することとし、判定基準に適合するものについては、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように環境省令で定める必要な措置（※3）を講じた管理型最終処分場相当（水面埋立地を除く）にて処分することとする（令第3条及び第4条の2）。

（※3）上記「環境大臣が定める方法」、「環境省令で定める判定基準」及び「環境省令で定める必要な措置」については、令における関係規定の施行日までに別途定めることとする。

## （3）水銀含有等産業廃棄物に係る収集、運搬、処分等の基準の改正（令第6条及び第6条の5関係）

水銀使用廃製品産業廃棄物のうち産業廃棄物であるものであって、環境省令で定めるものについては、「水銀使用製品産業廃棄物」（※4）と総称し、環境省令で定める水銀汚染物（※4）及び水銀使用製品産業廃棄物を「水銀含有等産業廃棄物」と総称した上で、以下のとおり、必要な処理基準を定めることとする。

### ① 水銀使用製品産業廃棄物の収集・運搬基準の追加（令第6条第1項第1号関係）

- ・破碎することのないような方法により行うこと
- ・他の物と混合するおそれのないように他の物と区分すること
- ・積替え又は保管を行う場合は仕切りを設ける等必要な措置を講ずること

### ② 水銀含有等産業廃棄物の処分等の基準の追加（令第6条第1項第2号及び第6条の5第1項第2号関係）

- ・水銀使用製品産業廃棄物の保管を行う場合は仕切りを設ける等必要な措置を講ずること
- ・水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように、必要な措置を講ずること
- ・水銀含有等産業廃棄物のうち環境省令で定めるもの（※4）については、あらかじめ、環境大臣が定める方法（※4）により水銀回収を行うこと（※5）

（※4）上記「水銀使用製品産業廃棄物」、「環境省令で定める水銀汚染物」、「環境省令で定めるもの」及び「環境大臣が定める方法」については、令における関係規定の施行日までに、別途定めることとする。

（※5）令第二条の四第五号ト（1）及びヌ（1）に規定する廃棄物であって環境省令で定めるもの（※4）についても同様とする。

### ③ 水銀使用製品産業廃棄物を安定型産業廃棄物の対象から除外（令第6条第1項第3号関係）

安定型最終処分場への埋立禁止を明確化するための措置を講ずる。

#### (4) 廃水銀等の硫化施設の産業廃棄物処理施設への追加等（令第7条及び第7条の2関係）

##### ① 廃水銀等の硫化施設の産業廃棄物処理施設への追加

廃水銀等の硫化施設を、設置の際に許可を受けることが必要となる令第7条の産業廃棄物処理施設に追加することとする。

##### ② 廃水銀等の硫化施設の縦覧等の対象となる施設への追加

廃水銀等の硫化施設を、令第7条の2の生活環境影響調査書等の公告縦覧や市町村長の意見聴取等の手続を要する産業廃棄物処理施設に指定することとする。

### 1-2. 経過措置

#### ① 廃水銀等を硫化処理してきた既存の施設に対する経過措置（附則第2条関係）

改正令の施行の際現に1-1(4)①により産業廃棄物処理施設に追加される廃水銀等の硫化施設を設置している者に対しては、法第15条第1項の許可を受けたものとみなし、施行から3か月以内に都道府県知事又は令第27条第1項で定める市の長への届出を義務づけることとする。

#### ② 罰則に係る経過措置（附則第3条関係）

令の改正前にした行為に対する罰則の適用については、従前の例によることとする。

### 1-3. 施行期日（想定）

- ・ 1-1(1)、(2)①は公布後速やかに施行。
- ・ 1-1(2)②、(3)、(4)は平成29年秋頃施行。

## < 2. 災害廃棄物関係 >

### 2-1. 改正の概要

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の2の5の規定による産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例の対象となる一般廃棄物について、規則第12条の7の16第1号から第5号に掲げる一般廃棄物については、「他の一般廃棄物と分別して収集されたものに限る」と規定されている。
- 一方、非常災害時においては、産廃処理施設で受け入れる災害廃棄物について、排出現場から仮置き場まで運び出されるまでの間、一律に、他の一般廃棄物と分別して収集することを求めることは、迅速な災害廃棄物の処理に支障を生じるおそれがある。
- 以上を踏まえ、特例を受けるべき産廃処理施設における一般廃棄物の適正処理を担保しつつ、例外的に災害廃棄物の迅速かつ効率的な処理に資するようにするため、災害時における特例の対象となる一般廃棄物の分別の条件を整理する必要がある。
- 具体的には、規則第12条の7の16第1号から第5号に掲げる一般廃棄物について、「他の一般廃棄物と分別して収集されたものに限る。」との条件について、以下一文を加えることとする。
  - ・ ただし、非常災害のために必要な応急措置として、第2条の3第1号の規定による市町村又は市町村から委託を受けた者からの委託を受けて処分することとなる一般廃棄物であって、処分までの間に他の一般廃棄物と分別されたものについてはこの限りではない。

### 2-2. 施行期日

公布後速やかに施行

(以上)

## 特集 2

医療機関に退蔵されている  
水銀血圧計等回収マニュアル

平成27年 9月

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

## 目的

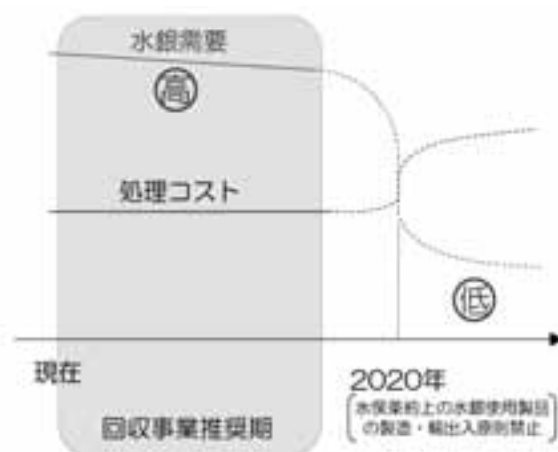
平成25年10月に熊本市・水俣市で開催された外交会議において、水銀に関する水俣条約が採択・署名された。本条約は、水銀の供給、使用、排出、廃棄等の各段階で総合的な対策に取り組むことにより、水銀の人為的な排出を削減し、地球的規模の水銀汚染の防止を目指すものである。廃棄の段階においては、環境上適正な方法で水銀廃棄物を管理することとされている。

現在、医療機関で使用・保管されている水銀血圧計等は、液体の金属水銀を含有していることから、その取扱いには注意が必要であり、使用されなくなった後の退蔵品については、将来的な不適正処理のリスクを低減するため短期間に集中的に回収・処分していくことが望ましい。

本マニュアルは、今後、医師会等関係団体が水銀血圧計等の回収事業に取り組む際に参考とすることで、水銀血圧計等の回収の促進が図られることを目的に策定したものであり、環境省が平成26年度に川崎市医師会の協力を得て実施した回収促進事業で得られた知見等を踏まえ、医療機関の実態に即した内容となるよう、取りまとめたものである。

## ○コラム 水銀血圧計等の処理コストの今後について

水銀血圧計等は水銀使用製品に該当する。現在は、水銀使用製品の量が多くある程度の量をまとめて処理されており、また、回収された水銀は有価物として輸出されている。今後、水銀使用製品の製造や輸出入の原則禁止により、水銀需要が減少するなかで、現状の処理コストが維持されるか不透明である(下図参照)。



水銀需要と処理コストの推移 (イメージ)

また、医療機関で保有している水銀血圧計等が不要になった場合、産業廃棄物として適正に処理を行うことが必要であるが、個々の医療機関が産業廃棄物処理業者に水銀血圧計等の処理を委託すると、少量での収集運搬・処分となることから処理コストが高額となる。

以上のような背景を踏まえ、医師会等関係団体により水銀血圧計等を集中的かつ効率的に回収するような取組が有効である。

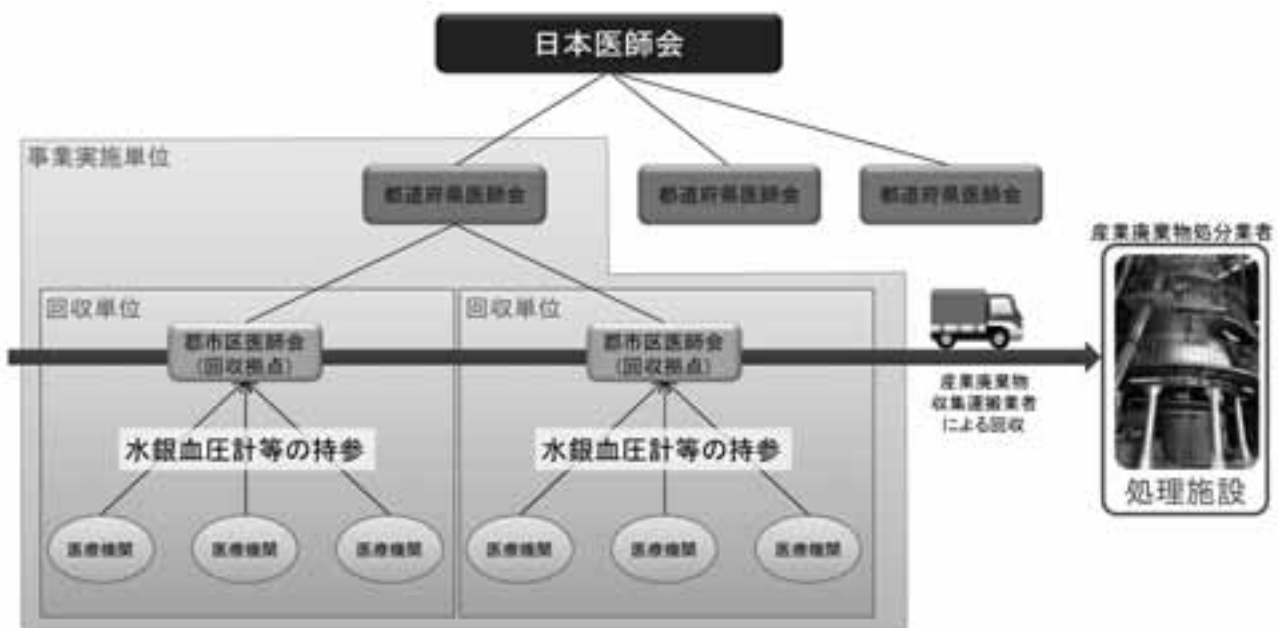


## 1. 回収スキーム

水銀血圧計、水銀体温計及び詰替用水銀（以下「水銀血圧計等」という。）の回収を行うにあたっては、以下の事項が想定される。

- ① ある程度の量をまとめて回収することで収集運搬・処分費を抑えることができる
- ② 医療機関から回収拠点まで遠い場合は水銀血圧計等の持参が困難になる

そこで、下図に示すような都道府県医師会を事業実施単位、郡市区医師会を回収単位として実施することが考えられるが、地域の実態に応じて回収のスキームを設定する。



### ○コラム 排出事業者責任について

本回収スキームでは、水銀血圧計等（産業廃棄物）を排出する医療機関のほか、回収事業計画を策定し郡市区医師会を取りまとめる都道府県医師会や、集荷場所を提供し医療機関を取りまとめる郡市区医師会など関係者が多数いるものの、あくまでも各医療機関が水銀血圧計等（産業廃棄物）の排出事業者としての責任を有する。

（参照条文）

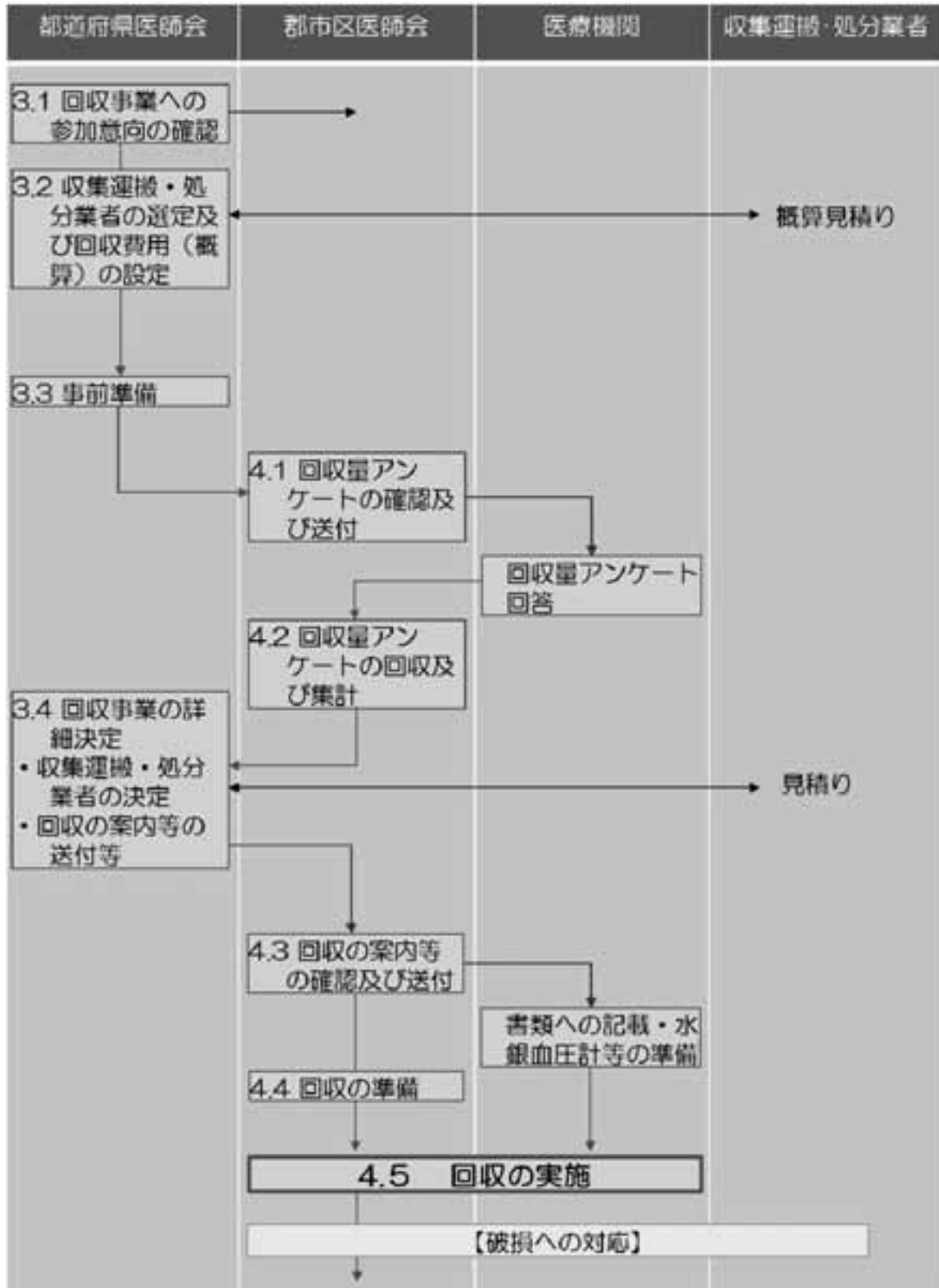
「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。（廃棄物処理法第3条第1項）」

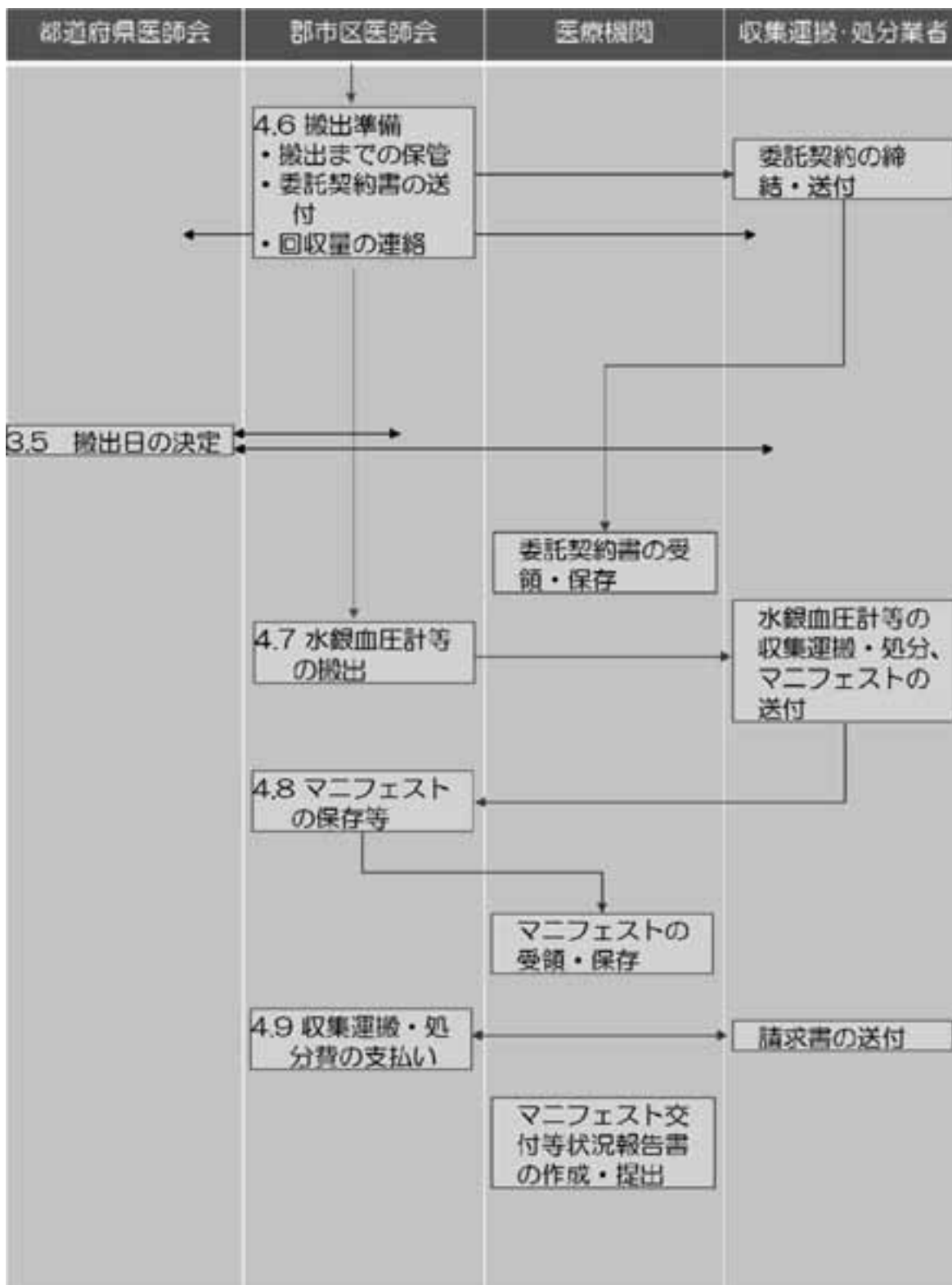
「事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。（廃棄物処理法第11条第1項）」

「事業者は、前二項の規定によりその産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。（廃棄物処理法第12条第7項）」

## 2. 回収フロー

都道府県医師会を事業実施主体とした水銀血圧計等の回収フローは以下のとおり。個別の実施内容については、3. 以降を参照。なお、本フロー及び後述する個別の実施内容は一例であり、適宜実態に応じた調整を図ることが可能である。また、必要に応じて都道府県・政令市の産業廃棄物担当課へ確認する。





※フロー図中の番号は次ページ以降の項目番号を表す。医療機関は別紙③「回収の案内」を参照。

### 3. 都道府県医師会が行うこと

#### 3.1 回収事業への参加意向の確認

水銀血圧計等の回収事業は郡市区医師会単位で行うことになるため、各郡市区医師会に対し回収事業の概要を説明し、参加の意向を確認する。

また、物故会員及び非会員を対象とするか検討する。

#### 3.2 収集運搬・処分業者の選定及び回収費用（概算）の設定

##### (1) 収集運搬・処分業者の選定

###### 【産業廃棄物収集運搬業者】

郡市区医師会に集められた水銀血圧計等は産業廃棄物収集運搬業者（以下「収集運搬業者」という。）によって、処分先まで収集運搬することになる。

破損等により水銀が漏洩することなく安全かつ効率よく収集運搬できる業者を選定する。

###### 【産業廃棄物処分業者】

水銀血圧計等の処理にあたっては、水銀を適正に回収（ばい焼等）可能な産業廃棄物処分業者（以下「処分業者」という。）を選定する。

<参考>

収集運搬・処分業者は、産廃情報ネットの「さんぱいくん」や「優良さんぱいナビ」等を活用し選定することが可能。

##### (2) 回収費用（概算）の設定

後述する回収量アンケートでは概算の回収費用を提示することが必要となる。そこで、(1)で選定した収集運搬・処分業者から収集運搬・処分費の概算見積りをもらい、幅(※)を持たせて回収費用を設定する。

なお、医療機関が個別に収集運搬・処分業者に委託した場合の収集運搬・処分費の金額を併せて把握し、参考として回収アンケートで掲示することで、回収事業への参加による費用面での有効性を強調することができる。

※回収量により収集運搬・処分費は変動することが考えられること。また、3.4(4)で後述する事務費を考慮し、幅を持たせて回収費用を設定する。

#### 3.3 事前準備

##### (1) 回収量アンケートの作成

医療機関の参加意思を確認するとともに、収集運搬・処分費の単価設定のため、回収される水銀血圧計等の量を把握することを目的とし、アンケート《別紙①》を作成し、郡市区医師会に送付する。複数年実施することも想定されることから、回収される量だけではなく、保有されている量も併せて調査する。また、アンケートには、「回収事業への参加はアンケートで参加の意思を示した医療機関に限られる」旨を記載する。

アンケートの実施に先立ち、広報やホームページ等により事前周知することが望ましい。

##### (2) 回収事業実施期間の設定

回収する期間について、郡市区医師会と調整の上、設定する。

<参考>

- ・平成26年度に環境省が実施した川崎市医師会における回収促進業では、回収期間を10日間（土日祝日除く）とし、125の医療機関が参加している。
- ・東京都医師会が平成24年度から実施している回収事業では、回収期間を毎年9月1日から9月30日としたことで会員の意識の定着も図られている。

- ・一年（一回の回収事業）で退蔵量の全てが回収されることが望ましいが、回収状況等によっては複数年での事業実施も考えられる。

### 3.4 回収事業の詳細決定

#### (1) 回収量の集計

郡市区医師会から報告された回収量アンケート結果を取りまとめる。

#### (2) 収集運搬・処分業者の決定

回収される見込みの水銀血圧計等の量を 3.2(1)で選定した収集運搬・処分業者に提示し、その収集運搬・処分費を確認した上で、収集運搬・処分業者を決定する。

#### (3) 委託契約書（ひな形）の作成

医療機関と収集運搬・処分業者が締結する産業廃棄物処理委託契約書（以下「委託契約書」という。）[収集運搬用]/[処分用]について、収集運搬・処分業者と記載内容の確認を行い、ひな形を作成する。

なお、医療機関から郡市区医師会へ契約締結に関する権限のみを委任状で委任する方法により、委任を受けた郡市区医師会と収集運搬・処分業者が委託契約を締結することも可能である《別紙②》。

#### (4) 医療機関から徴収する回収費用の設定

医療機関から徴収する回収費用を郡市区医師会と調整の上、設定する。

#### 【会員を対象とした回収費用（①+②）】

① (2)で確認した収集運搬・処分費

② 事務費

都道府県医師会及び郡市区医師会において回収量アンケートや各書類の作成・送付など、事務作業が発生する。そこで、収集運搬・処分費の他に、事務費徴収の有無を検討し、徴収する場合は、当該事務作業に対する合理的な金額を算出する。

また、物故会員や非会員を対象とする場合には、会員を対象とした回収費用とは別に回収費用を設定するかを検討する。

<参考>

東京都医師会の回収事業では物故会員や非会員も対象としており、非会員の回収費用は会員の2倍の設定としている。

#### (5) 「回収の案内【医療機関用】」の確認

回収事業に参加する医療機関に送付する「回収の案内【医療機関用】」《別紙③》の内容について、郡市区医師会、収集運搬・処分業者と調整の上、決定する。

また、3.3(2)で設定した回収期間中に水銀が漏洩した場合の対応方法について、「回収の案内【医療機関用】」に取り決めておく。

#### (6) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の準備

郡市区医師会から水銀血圧計等を搬出する際に、①水銀血圧計、②水銀体温計、③詰替用水銀の3種類の産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）を交付することになる。そこで、郡市区医師会ごとの3通のマニフェストを準備する。

#### (7) 「回収の案内【医療機関用】」等の送付

回収の案内【医療機関用】、委託契約書（ひな形）及びマニフェストを郡市区医師会に送付する。

### 3.5 搬出日の決定

回収事業を実施し、医療機関と収集運搬・処分業者の契約が完了した後、収集運搬・処分業者及び郡市区医師会と調整の上、各郡市区医師会からの搬出日を決定する。

## 4. 郡市区医師会が行うこと

### 4.1 回収量アンケートの確認及び送付

3.3(1)で都道府県医師会が作成した回収量アンケートの内容を確認し、医療機関に送付する。

### 4.2 回収量アンケートの回収及び集計

回収量アンケートを回収・集計し、集計結果を都道府県医師会に送付する。

### 4.3 回収の案内等の確認及び送付

都道府県医師会から送付される以下の①から③の書類の内容を確認し、①及び②の書類を回収事業に参加予定の医療機関に送付する。

- ① 回収の案内【医療機関用】
- ② 委託契約書 [収集運搬用] / [処分用] (ひな形)
- ③ マニフェスト

排出事業者（医療機関）が産業廃棄物の処理を委託する場合、マニフェストを交付することが義務づけられている（廃棄物処理法第12条の3第1項）。

一般的には、排出事業者や事業場の欄には医療機関名を直接記載するが、回収事業では医療機関（排出事業者）をまとめて「別紙のとおり」として産業廃棄物の種類（水銀血圧計、水銀体温計、詰替用水銀）ごとに1通のマニフェストで管理する。また、集荷場所の提供者である郡市区医師会が、医療機関（排出事業者）からの依頼を受けて管理票の交付等の事務を行う。

マニフェストの記載例

○コラム 電子マニフェストの利用におけるマニフェストの写しの保存及びマニフェスト状況報告書の提出の不要について

電子マニフェストを利用して回収事業を実施する場合、4.3で示した郡市区医師会が医療機関をまとめて「別紙のとおり」としてマニフェストを一括で登録することは出来ないため、郡市区医師会又は医療機関が個別にマニフェスト情報を登録することとなる。電子マニフェストを利用することで、医療機関が自ら都道府県等に報告する「マニフェスト交付等状況報告書」が不要となり、マニフェストの写し\*の保存も不要となる。

ただし、電子マニフェストに未加入の医療機関は通常のマニフェストで対応することとなるため、回収事業については統一して通常のマニフェストで行うか、電子マニフェストと通常のマニフェストそれぞれの事務を区別して行う必要がある。

\*マニフェストの写しとは、4.7及び4.8に記載するマニフェストA,B,D,E票をいう。

#### 4.4 回収の準備

##### (1) 保管等で使用する物品の準備

- (a) 保管用段ボール  
回収した水銀血圧計等を入れて保管するためのもの。
- (b) 大型のビニール袋  
保管用段ボール内部に漏洩防止のために敷設するもの。
- (c) ビニールシート  
水銀が漏洩した場合に、水銀の飛散・流出や地下浸透を防止する目的で保管用段ボールの下に敷設するもの。
- (d) 掲示板  
廃棄物の保管場所である掲示をするためのもの。  
※廃棄物の保管場所には、見やすい箇所に保管する廃棄物の種類等を表示した掲示板を設けることが義務づけられている（廃棄物処理法施行規則第8条第1号ロ）。

<b>産業廃棄物保管場所</b>	
廃棄物の種類	
数	量 <small>(単位を明記してください)</small>
管理者	氏名 <small>(印は必要)</small>
連絡先	
保管の高さ <small>(単位を明記してください)</small>	

掲示板の例

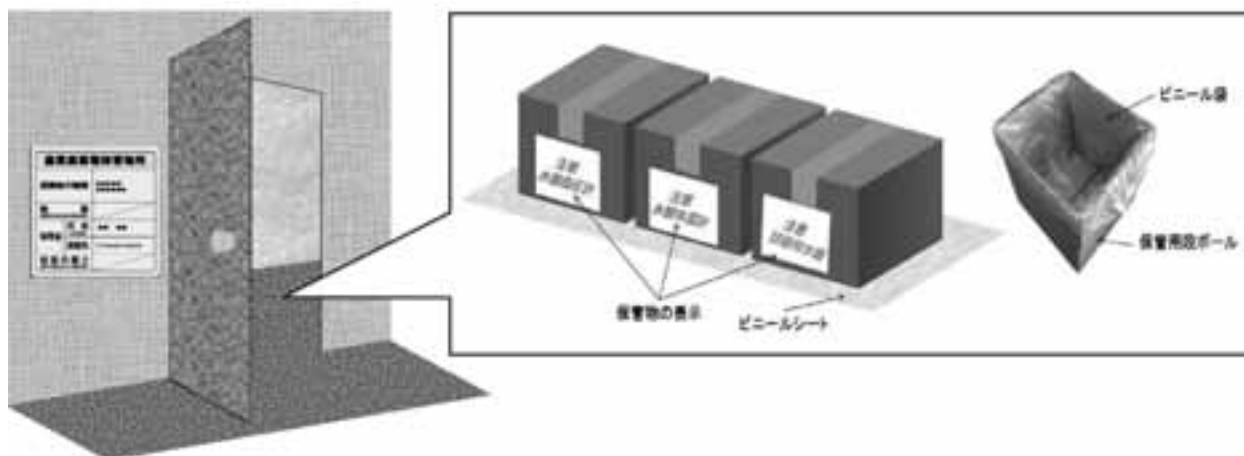
- (e) はかり  
医療機関が持参した詰替用水銀は、回収の際に再度重量を測定する必要があるため、詰替用水銀の重量が測定できる「はかり」を準備する。
- (f) その他
  - ・受付表  
回収した水銀血圧計等のデータ管理に使用する受付表を準備する。  
【受付表記載内容例《別紙④》】  
①医療機関名（代表者氏名）、住所等、②排出事業場、所在地等、③回収量（水銀血圧計(台)／水銀体温計(本)／詰替用水銀(g))、④回収日、⑤回収費用、⑥委託契約書確認欄
  - ・領収書  
医療機関から水銀血圧計等の量に応じて回収費用を徴収する際の領収書。

##### (2) 保管場所の準備

以下に示すとおり、保管場所を準備する。

- ・水銀血圧計等が盗難されたり散逸しないよう、施錠が可能な部屋等を用意する。
- ・水銀血圧計等の破損により漏れ出た水銀の飛散・流出や地下浸透を防ぐため、保管場所の床にビニールシートを敷く。

- ・ビニール袋を保管用段ボール内に敷設する。
- ・水銀血圧計、水銀体温計、詰替用水銀ごとに保管用段ボールに入れて保管するため、それぞれに保管する物の表示を行う。
- ・掲示板に必要事項を記載し、見やすい箇所に設置する。



保管場所での保管方法

## 4.5 回収の実施

以下の手順に従って、医療機関が持参した水銀血圧計等を回収する。

医療機関からの受領物

- ① 委託契約書[収集運搬用]／[処分用]
- ② 水銀血圧計
- ③ 水銀体温計
- ④ 詰替用水銀
- ⑤ 回収費用

### (1) 委託契約書[収集運搬用]／[処分用]の受領

受領した際に、記載漏れや捺印漏れがないかを確認する。不備があり委託契約書の受領が困難な場合には、訂正後速やかに提出するよう依頼する。

### (2) 水銀血圧計等の受領

医療機関が持参した水銀血圧計等の数量を確認し、受領する。

受領の際、以下の点に留意する。

#### 【全般】

- ・受領の際、水銀が漏れ出るおそれがあるので、十分注意して慎重に取り扱う。
- ・受領したものは、種類ごとに保管用段ボールに収納する。
- ・誤って破損し、漏洩した場合には3.4(5)で決定した対応方法に従う。

#### 【水銀血圧計】

- ・キャスター付き水銀血圧計が持ち込まれた場合は、キャスターを外して水銀血圧計のみを受け取り、キャスター部分は医療機関に返却する。
- ・必ず水銀を水銀血圧計のタンクに戻して（水銀血圧計を右45度傾ければタンクに戻る）から、水銀コックを右に倒して水銀が出てこないようにして受領する。
- ・破損・漏洩した水銀血圧計が持ち込まれた場合には、本体と漏洩した水銀をまとめ、1台と計算し、個別にビニール袋に入れる等の水銀飛散防止措置を講じた上で水銀血圧計の保管用段ボールに収納する。



## 【水銀体温計】

- ・破損・漏洩した水銀体温計が持ち込まれた場合には、本体と漏洩した水銀をまとめ、1本と計算し、個別にビニール袋に入れる等の水銀飛散防止措置を講じた上で水銀体温計の保管用段ボールに収納する。

## 【詰替用水銀】

- ・4.4(1)で準備した「はかり」を用い、重量を量る。水銀が付着した瓶等の処分も行うことから、瓶等を含めた重量で計算すること。
- ・水銀血圧計や水銀体温計から漏洩した水銀は詰替用水銀とは扱わず、水銀血圧計や水銀体温計として扱う。

## (3) 受付表への数量記載

4.4(1)で準備した受付表に、当該医療機関から受領した水銀血圧計等の数量等を記載する。

## (4) 回収費用の受領

3.4(4)で決定した医療機関から徴収する回収費用を、回収した水銀血圧計等の量に応じて医療機関から受領し、4.4(1)で用意した領収書に数量及び金額を記載し、医療機関に渡す。

## 4.6 搬出準備

## (1) 搬出までの保管

水銀血圧計等を搬出日までの間、保管する。

保管における留意点は以下のとおり。

- ・水銀血圧計等が散逸しないようにする。
- ・保管場所にはみだりに人が立ち入ることのないよう、部屋の施錠を毎回行う等の管理を行う。
- ・水銀血圧計等をその他の場所に移送し保管することは、廃棄物処理法違反となるため行わない。

## (2) 委託契約書の送付

医療機関から受領した委託契約書を取りまとめ、水銀血圧計等を持参した医療機関全ての委託契約書がまとまった段階で収集運搬・処分業者に送付する。

## (3) 回収量の連絡

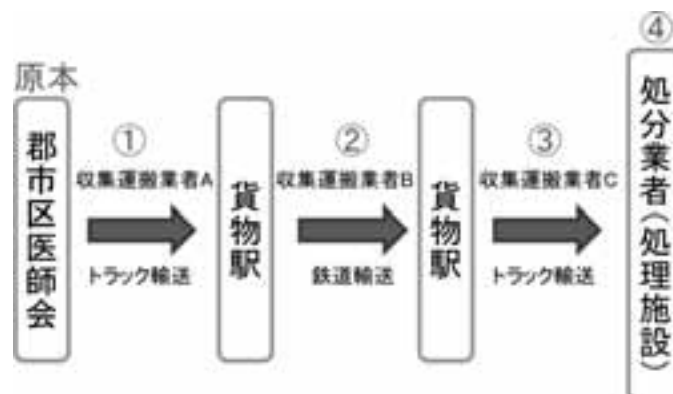
回収期間終了後、速やかに回収量を都道府県医師会及び収集運搬・処分業者に連絡する。

## (4) マニフェスト別紙の作成

回収事業では医療機関をまとめて「別紙のとおり」(以下「マニフェスト別紙」という。)として産業廃棄物の種類(水銀血圧計、水銀体温計、詰替用水銀)ごとに1通のマニフェストで管理する(4.3参照)。

マニフェスト別紙として4.5(3)の受付表から④回収日、⑤回収費用及び⑥委託契約書確認欄を除いたものを用意する。搬出から処分までの間、収集運搬業者や処分業者が携行するため、収集運搬業者、処分業者の数だけコピーする。

例えば、以下の収集運搬・処分の場合には、4部のマニフェスト別紙コピーを用意する必要があり、搬出日に収集運搬業者Aに郡市区医師会の保存用を除く全て(4部)を引き渡す必要がある。



## 4.7 水銀血圧計等の搬出

### (1) 数量確認及び引渡し

収集運搬業者の立ち会いのもと、搬出する水銀血圧計等の数量確認を行い、水銀血圧計等を収集運搬業者に引渡す。

### (2) マニフェストの交付

4.3③で受領したマニフェストの交付担当者の欄を記載し、4.6(4)で準備したマニフェスト別紙のコピーとともに収集運搬業者に引き渡す。マニフェストは、「水銀血圧計」、「水銀体温計」、「詰替用水銀」の3種類それぞれに記載する。

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) A票			
交付年月日	形式	年月日	交付番号
氏名又は名称	別紙のとおり	住所	電話番号
種類	数量(及び単位)	別紙のとおり	備考
産業廃棄物の名称	有害物質名	処分方法	

マニフェストの記載例 (点線で囲った部分への記載)

### (3) マニフェストA票の受領

収集運搬業者から3種類(水銀血圧計、水銀体温計、詰替用水銀)のマニフェストA票を受領する。

## 4.8 マニフェストの保存等

### (1) マニフェストB,D,E票の受領

収集運搬・処分業者から、マニフェストB,D,E票が送付される。

### (2) マニフェストA,B,D,E票及びマニフェスト別紙の保存

マニフェストA,B,D,E票及びマニフェスト別紙を、送付を受けた日(マニフェストA票は交付した日)から5年間保存する。また、医療機関から要請された場合など必要に応じて、マニフェストA,B,D,E票及びマニフェスト別紙を医療機関に提供するものとする。

### (3) 医療機関への送付

医療機関にはマニフェスト状況報告書の提出義務があるため、郡市区医師会で保存するマニフェストA,B,D,E票及びマニフェスト別紙をコピーし、各医療機関に送付する。

なお、各医療機関への送付の際には個人情報の取扱いに注意する。

## 4.9 収集運搬・処分費の支払い

収集運搬・処分業者から、収集運搬・処分費の請求書が送付される。金額を確認し、収集運搬・処分費を支払う。

別紙①～④は本会HP(行政情報)でご覧いただけます

## 行政情報

ADMINISTRATION INFORMATION

基 発 0930 第 9 号  
平成27年 9 月30日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
(公印省略)**労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び  
労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行について**

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成27年政令第294号。以下「改正政令」という。）及び労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第141号。以下「改正省令」という。）がそれぞれ平成27年 8 月12日、9 月17日に公布され、平成27年11月 1 日から施行することとされたところであるが、その改正の趣旨、内容等については、下記のとおりであるので、その施行に遺漏なきを期されたい。

併せて、本通達については、別添のとおり、別紙関係事業者等団体の長宛て傘下会員事業者への周知等を依頼したので了知されたい。

## 記

**第 1 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令****1 改正の趣旨**

国が専門家を参集して行った化学物質による労働者の健康障害防止に係るリスク評価（以下「リスク評価」という。）において、ナフタレン及びこれを含有する製剤その他の物及びリフラクトリーセラミックファイバー及びこれを含有する製剤その他の物を製造し、又は取り扱う作業については、リスクが高いため健康障害防止措置の導入が必要と評価されたところである。

改正政令は、リスク評価を基に行った専門家による健康障害防止措置内容の検討結果を踏まえ、ナフタレン及びリフラクトリーセラミックファイバーについては、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「施行令」という。）第18条に規定する名称等を表示すべき危険物及び有害物、施行令第22条に規定する健康診断を行うべき有害な業務並びに施行令別表第 3 に規定する特定化学物質の範囲を拡大するため、施行令について所要の改正を行ったものである。

**2 改正の内容及び留意事項****(1) 施行令の一部改正（改正政令本則関係）****ア 名称を表示すべき危険物及び有害物の追加（施行令第18条関係）**

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第57条第 1 項の表示

## 行政情報

(以下「表示」という。)をしなければならない物(以下「表示対象物質」という。)として、ナフタレン及びこれを含有する製剤その他の物及びリフラクトリーセラミックファイバー及びこれを含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの(具体的には第2の2(1)イ参照)を規定したこと。

イ 特定化学物質の追加(施行令別表第3関係)

特定化学物質の第2類物質として、以下の物質を追加したこと。これにより、以下の物質を製造し、又は取り扱う場合は、作業主任者の選任、作業環境測定の実施及び特殊健康診断の実施(以下「作業主任者の選任等」という。)を行わなければならないこととなること。

(ア) ナフタレン及びこれを含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの(具体的には第2の2(2)ア参照)

(イ) リフラクトリーセラミックファイバー及びこれを含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの(具体的には第2の2(2)イ参照)

ウ 配置転換後の健康診断を行うべき有害な業務への追加(施行令第22条第2項関係)

以下の物質を製造し、又は取り扱う業務を、法第66条第2項後段の健康診断の対象業務としたこと。

(ア) ナフタレン及びこれを含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの(具体的には第2の2(2)コ参照)

(イ) リフラクトリーセラミックファイバー及びこれを含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの(具体的には第2の2(2)コ参照)

エ 作業主任者を選任すべき作業、作業環境測定を行うべき作業場及び健康診断を行うべき有害業務への追加(施行令第6条、第21条及び第22条関係)

ナフタレン又はリフラクトリーセラミックファイバー及びこれらを含有する製剤その他の物を製造し、又は取り扱う作業等を、作業主任者を選任すべき作業等に追加したこと。なお、これらのうち、厚生労働省令で定める一部の作業等については、作業主任者の選任等の規定の適用を除外することとしたこと。

(2) 施行期日(改正政令附則第1項関係)

改正政令は、平成27年11月1日から施行することとしたこと。

(3) 経過措置(改正政令附則第2項から第4項まで関係)

ア 作業主任者の選任に関する経過措置(改正政令附則第2項関係)

ナフタレン又はリフラクトリーセラミックファイバー及びこれらを含有する製剤その他の物を製造し、又は取り扱う作業については、平成29年10月31日までの間(施行後2年間)は、作業主任者の選任を要しないこととしたこと。

イ 表示対象物に関する経過措置(改正政令附則第3項関係)

(1) のアの表示対象物質として追加する物であって、改正政令の施行の日(平成27年11月1日)において現に存するものについては、平成28年4月30日までの間(施行後半年間)は、表示に係る規定は適用しないこととしたこと。

ウ 作業環境測定に関する経過措置(改正政令附則第4項関係)

ナフタレン又はリフラクトリーセラミックファイバー及びこれらを含有する製剤その他の物を製造し、又は取り扱う屋内作業場については、平成28年10月31日までの間(施行後1年間)は、作業環境測定を行うことを要しないこととしたこと。

## ADMINISTRATION INFORMATION

## 第2 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令

### 1 改正の趣旨

改正省令は、改正政令の施行に伴い、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。）及び作業環境測定法施行規則（昭和50年労働省令第20号。以下「作環則」という。）について所要の改正を行うとともに、1,2-ジクロロプロパンによる清掃業務に係る健康管理手帳の交付要件を変更するため、安衛則の改正を行ったものである。

### 2 改正の内容及び留意事項

#### (1) 安衛則の一部改正（改正省令第1条関係）

##### ア 1,2-ジクロロプロパンによる清掃業務に係る健康管理手帳交付要件の変更（安衛則第53条関係）

屋内作業場等において、1,2-ジクロロプロパンによる印刷機その他の設備を清掃する業務について、労災認定状況等を踏まえ、健康管理手帳を交付する要件である従事経験年数を現行の「3年以上」から「2年以上」に短縮したこと。

##### イ 表示対象物質の追加（安衛則別表第2関係）

改正政令による施行令第18条の改正により、表示対象物質として、ナフタレン又はリフラクトリーセラミックファイバー及びこれを含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるものが規定されたことに伴い、当該物質に係る裾切値（当該物質の含有量がその値未満の場合、規制の対象としないこととする場合の当該値をいう。以下同じ。）を1%と規定したこと。

##### ウ 通知対象物質の範囲の変更（安衛則別表第2の2関係）

法第57条の2第1項に基づき通知（以下単に「通知」という。）をしなければならないこととされているリフラクトリーセラミックファイバーに係る裾切値を0.1%と規定するとともに、リフラクトリーセラミックファイバーは人造鉱物繊維の一種であることから、裾切値が1%とされている「人造鉱物繊維」の欄から除いたこと。なお、リフラクトリーセラミックファイバー以外の人造鉱物繊維に係る裾切値については変更はないこと。

##### エ 計画の届出をすべき機械等の追加（安衛則別表第7関係）

特化則第2条の2に規定するナフタレン又はリフラクトリーセラミックファイバーに関する適用除外業務のみに係る発散抑制の設備については、届出の対象としないこととしたこと。

#### (2) 特化則の一部改正（改正省令第2条関係）

##### ア ナフタレン等の「特定第2類物質」への追加（特化則第2条及び別表第1関係）

ナフタレン及びこれを重量の1%を超えて含有する製剤その他の物（以下「ナフタレン等」という。）については、リスク評価において、これを製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者について健康障害のリスクが高いとされたことから、今般の改正により特定化学物質に追加したものであること。また、この物質は、昇華性のある物質であることを考慮して、大量漏えいによる急性中毒の防止にも対処できるようナフタレン等を「特定第2類物質」として規定したこと。

##### イ リフラクトリーセラミックファイバー等の「管理第2類物質」への追加（特化則第2

## 行政情報

条及び別表第1関係)

リフラクトリーセラミックファイバー及びこれを重量の1%を超えて含有する製剤その他の物（以下「リフラクトリーセラミックファイバー等」という。）については、リスク評価において、これを製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者について、健康障害のリスクが高いとされたことから、今般の改正により特定化学物質に追加したものであるが、大量漏洩による急性中毒のリスクは低いものであることから、「管理第2類物質」として規定したこと。

なお、今般の改正により規制の対象とするリフラクトリーセラミックファイバーは、国際がん研究機関（IARC）で発がん性分類が2Bとなった、シリカとアルミナを主成分とした非晶質の人造鉱物繊維のことをいうこと。

ウ ナフタレン等及びリフラクトリーセラミックファイバー等に係る適用除外（特化則第2条の2関係）

（ア）リスク評価の結果、以下の①から④までの作業については、ナフタレン等又はリフラクトリーセラミックファイバー等の労働者へのばく露の程度が低く、労働者の健康障害のおそれと判断されたため、作業主任者の選任等の規定及び特化則の規定の適用を除外したこと。ただし、以下の①から③までのナフタレン等にナフタレン以外の特定化学物質が含まれている場合、又は④のリフラクトリーセラミックファイバー等にリフラクトリーセラミックファイバー以外の特定化学物質が含まれている場合には、当該特定化学物質に着目した規制が必要であることから、作業主任者の選任等の規定及び特化則の規定の適用除外とはならないこと。

②のタンク自動車等の「等」には、密閉式の構造の設備が含まれること。

- ① 液体状のナフタレン等を製造し、又は取り扱う設備（密閉式の構造のものに限る。②において同じ。）から試料の採取の業務
- ② 液体状のナフタレン等を製造し、又は取り扱う設備から液体状のナフタレン等をタンク自動車等に注入する業務（直結できる構造のホースを用いて相互に接続する場合に限る。）
- ③ 液体状のナフタレン等を常温を超えない温度で取り扱う業務（①及び②に掲げる業務を除く。）
- ④ リフラクトリーセラミックファイバー等を製造し、又は取り扱う業務のうち、バインダー（リフラクトリーセラミックファイバーの発じん防止に用いられる接合剤等）により固形化された物その他のリフラクトリーセラミックファイバー等の粉じんの発散を防止する処理が講じられた物を取り扱う業務（当該物の切断、穿孔、研磨等のリフラクトリーセラミックファイバー等の粉じんが発散するおそれのある業務を除く。）

（イ）液体状のナフタレン等を常温を超えない温度で取り扱う業務の「常温」とは、概ね、日本工業規格（JISZ8703試験場所の標準状態）における常温の上限（35℃）を超えない程度の温度域をいうこと。この温度を超える場合は、作業方法によってはばく露の可能性を否定できないため、今回の政省令改正による措置が必要になること。

（ウ）「リフラクトリーセラミックファイバー等の粉じんの発散を防止する処理が講じられた物」とは、バインダーの使用又は熱処理加工により発じん防止処理がされた

## ADMINISTRATION INFORMATION

成形品及びペースト状の湿潤化されたリフラクトリーセラミックファイバー等の製剤をいうこと。また、一定の形状を保つよう加工がされた製品であれば、その製品自体を切断・研磨等、粉じんが発散するおそれのある取扱いを行わない限り、適用除外業務に該当すること。

(工) 特化則第2条の2に規定される業務は、(ア)のとおり労働者の健康障害のおそれは低いと判断されたものであるが、ナフタレン及びリフラクトリーセラミックファイバーは、ヒトに対する発がんのおそれがあることから、これらの業務について自主的な管理をする必要があること。

エ 特定化学物質作業主任者の選任及び職務（特化則第27条及び第28条関係）

リフラクトリーセラミックファイバー等を製造し、又は取り扱う事業場における作業主任者については、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者のうちから選任しなければならないこととなっていること。

オ 作業環境測定の実施及びその結果の評価並びにこれらの結果の記録の保存（特化則第36条及び第36条の2関係）

ナフタレン等又はリフラクトリーセラミックファイバー等を製造し、又は取り扱う屋内作業場について、作業環境測定及びその結果の評価を行わなければならないこととしたこと。

なお、ナフタレン等及びリフラクトリーセラミックファイバー等に係る作業環境測定の方法、測定結果の評価方法等については、改正政令及び改正省令の施行日までに、作業環境測定基準（昭和51年労働省告示第46号）等の関係告示を改正し、別途、通達を发出する予定であること。

カ 特別管理物質の追加（特化則第38条の3関係）

ナフタレン等及びリフラクトリーセラミックファイバー等を特別管理物質に追加したこと。

これに伴い、ナフタレン等及びリフラクトリーセラミックファイバー等については、特化則第38条の3の作業場内掲示、特化則第38条の4の作業記録の作成及び記録の30年間保存、特化則第40条第2項の特殊健康診断の結果の記録の30年間保存並びに特化則第53条の記録の提出の対象となることに留意すること。

キ リフラクトリーセラミックファイバー等に係る措置（特化則第38条の20関係）

(ア) リフラクトリーセラミックファイバーは発じん性が高く、労働者へのばく露の程度を低減する必要がある物であることから、リフラクトリーセラミックファイバー等を製造し、又は取り扱う作業について、二次発じんを防止するための措置を規定したこと。また、特に発じんのおそれが高い、リフラクトリーセラミックファイバー等を窯、炉等に張り付けること等の断熱又は耐火の措置を講ずる作業又はリフラクトリーセラミックファイバー等を用いて断熱又は耐火の措置を講じた窯、炉等の補修、解体、破碎等の作業に労働者を従事させるときは、当該労働者に有効な呼吸用保護具を使用させる等の措置を規定したこと。

(イ) 特化則第38条の20第1項第1号の「床等」の「等」には、窓枠、棚が含まれること。

(ウ) 「水洗等」、「水洗する等」の「等」には、超高性能（HEPA）フィルター付きの真空掃除機による清掃が含まれること。なお、当該真空掃除機を用いる際には、

## 行政情報

- フィルターの交換作業等による粉じんの再飛散に注意する必要があること。
- (エ) 特化則第38条の20第2項第1号の「リフラクトリーセラミックファイバー等を窯、炉等に張り付けること等」の「等」には、例えば、ブランケット状のリフラクトリーセラミックファイバーを含有する耐熱材を窯又は炉等の内側に貼りつける作業等があること。
- (オ) 特化則第38条の20第2項第2号の「窯、炉等の補修の作業」及び第3号の「窯、炉等の解体、破碎等の作業」には、リフラクトリーセラミックファイバー等にばく露するおそれのない窯、炉等における作業は含まれないものであること。
- (カ) 特化則第38条の20第3項第1号の「それ以外の作業を行う作業場所から隔離すること」とは、例えば、同条第2項各号の作業場所をビニールシート等で覆うこと等により、リフラクトリーセラミックファイバー等の粉じんが他の作業場所に漏れないようにするものであること。
- (キ) 特化則第38条の20第3項第1号ただし書にいう「隔離することが著しく困難である場合」には、窯、炉等の配管等の構造上の理由により隔離することが技術的に困難な場合が含まれるものであること。また、「必要な措置」には以下のものが含まれること。
- ① 前項各号に掲げる作業を行う作業場所からのリフラクトリーセラミックファイバーの粉じんにばく露するおそれがある作業場所において作業に従事する労働者に(ク)に掲げる呼吸用保護具を含む適切な呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣を着用させること
  - ② 可能な場合にあっては、リフラクトリーセラミックファイバーを湿潤な状態とすること
- (ク) 特化則第38条の20第3項第2号の「有効な呼吸用保護具」とは、各部の破損、脱落、弛たるみ、湿気の付着、変形、耐用年数の超過等保護具の性能に支障をきたしていない状態となっており、かつ、100以上の防護係数が確保できるものであり、具体的には、粒子捕集効率が99.97%以上の全面形の面体を有する電動ファン付き呼吸用保護具、粒子捕集効率が99.97%以上の半面形の面体を有する電動ファン付き呼吸用保護具のうち、漏れ率が1%以下（電動ファン付き呼吸用保護具の規格（平成26年厚生労働省告示第455号）で定める漏れ率による等級がS級又はA級）であって、(ケ)の方法により、労働者ごとに防護係数が100以上であることが確認されたものが含まれること。
- (ケ) (ク)の労働者ごとの防護係数の確認は、当該確認に係る電動ファン付き呼吸用保護具を特化則第38条の20第3項の規定に基づき、当該労働者に初めて使用させるとき及びその後6月以内ごとに1回、定期的に、日本工業規格T8150で定める方法により防護係数を求めることにより行うこと。
- なお、事業者は、当該確認を行ったときは、労働者の氏名、呼吸用保護具の種類、確認を行った年月日及び防護係数の値を記録し、これを30年間保存すること。
- (コ) 特化則第38条の20第3項第2号の「作業衣」は粉じんの付着しにくいものとする。また、「保護衣」は、日本工業規格 T8115に定める規格に適合する浮遊固体粉じん防護用密閉服が含まれること。なお、リフラクトリーセラミックファイバー等を窯、炉等に張り付けること等の断熱又は耐火の措置を講ずる作業等においては、



## ADMINISTRATION INFORMATION

支持金物等に接触し作業衣等が破れるおそれがあるため、支持金物等に保護キャップやテープを巻くなどの対策を行うことが望ましいこと。また、粉じんの発散の状況等に応じて保護眼鏡を使用することが望ましいこと。

(サ) 特化則第38条の20第4項の「湿潤な状態にする等」の「等」には、集じん機による粉じんの吸引等により作業場所の粉じんの濃度を湿潤化した場合と同等程度に低減させることが含まれること。

(シ) リフラクトリーセラミックファイバー等に係る作業主任者においては、更衣時飛散したリフラクトリーセラミックファイバー等を吸入しないよう、作業方法を決定し、労働者を指揮すること。

ク ナフタレン等又はリフラクトリーセラミックファイバー等を製造し、又は取り扱う業務に係る特殊健康診断（特化則第39条関係）

事業者は、ナフタレン等又はリフラクトリーセラミックファイバー等を製造し、又は取り扱う業務に常時従事する労働者（以下「業務従事労働者」という。）及びこれらの業務に常時従事させたことのある労働者で、現に使用しているもの（以下「配置転換後労働者」という。）に対し、特化則第39条の特殊健康診断を実施しなければならないこととしたこと。

なお、配置転換後労働者には、本省令の施行日（平成27年11月1日）より前に当該業務に常時従事させ、施行日以降に当該業務に従事させていない労働者で、現に使用しているものが含まれること。

ケ ナフタレン等及びリフラクトリーセラミックファイバー等に係る特殊健康診断の項目（特化則別表第3及び別表第4関係）

(ア) ナフタレン等に係る特殊健康診断の項目について

ナフタレンについては、ヒトに対する発がんのおそれや頭痛、食欲不振、悪心、嘔吐の症状、溶血性貧血、ヘモグロビン尿、眼及び呼吸器系の刺激、眼毒性（白内障、視神経、レンズの混濁、網膜変性）を引き起こす可能性が指摘されたことを踏まえ、ナフタレン等の業務従事労働者及び配置転換後労働者に対する特殊健康診断の項目の趣旨等については、次のとおりとすること。

① 「業務の経歴の調査」は、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。なお、この項目については、業務従事労働者以外のもは対象とならない。ただし、配置転換後労働者が改正省令の施行日以降に初めて受ける健康診断が、法第66条第2項後段に規定する配置転換後健康診断に当たる場合には、当該健康診断の際に「業務の経歴の調査」を行うことが望ましいこと。

② 「作業条件の簡易な調査」は、労働者の当該物質へのばく露状況の概要を把握するため、前回の特殊健康診断以降の作業条件の変化、環境中のナフタレンの濃度に関する情報、作業時間、ばく露の頻度、ナフタレンの蒸気の発散源からの距離、呼吸用保護具の使用状況等について、医師が主に当該労働者から聴取することにより調査するものであること。このうち、環境中のナフタレンの濃度に関する情報の収集については、当該労働者から聴取する方法のほか、衛生管理者等からあらかじめ聴取する方法があること。なお、この項目については、業務従事労働者以外のもは対象とならないが、配置転換後労働者への取扱いについては、上記①と同様であること。

## 行政情報

- ③ 「ナフトレンによる眼の痛み、流涙、眼のかすみ、羞明、視力低下、せき、たん、咽頭痛、頭痛、食欲不振、悪心、嘔吐、皮膚の刺激等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査」は、ナフトレンにより生じるこれらの症状の既往歴の有無の検査をいうこと。「羞明」とは、まぶしさをいうこと。なお、「眼の痛み、流涙、せき、たん、咽頭痛、頭痛、食欲不振、悪心、嘔吐、皮膚の刺激等の急性の疾患に係る症状」については、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。
- ④ 「眼の痛み、流涙、眼のかすみ、羞明、視力低下、せき、たん、咽頭痛、頭痛、食欲不振、悪心、嘔吐等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査」は、ナフトレンにより生じるこれらの症状の有無の検査をいうこと。なお、「眼の痛み、流涙、せき、たん、咽頭痛、頭痛、食欲不振、悪心、嘔吐等の急性の疾患に係る症状」については、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。
- ⑤ 「皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査」は、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。
- ⑥ 「尿中の潜血検査」は、腎臓、尿管、膀胱等の尿路系の異常を評価するための検査であること。なお、この項目は、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。
- ⑦ 「作業条件の調査」は、労働者の当該物質へのばく露状況の詳細について、当該労働者、衛生管理者、作業主任者等の関係者から聴取することにより調査するものであること。なお、この項目は、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。
- ⑧ 「尿中のヘモグロビンの有無の検査」は、溶血性貧血等の血液学的異常を評価するための検査であること。なお、この項目は、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。
- ⑨ 「尿中の1-ナフトール及び2-ナフトールの量の測定」は、ナフトレンによるばく露状況を評価するための検査であること。なお、この項目は、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。
- ⑩ 「赤血球数等の赤血球系の血液検査又は血清間接ビリルビンの検査」は、ナフトレンによる溶血性貧血等の血液学的異常を評価するための検査であること。なお、この項目は、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。
- (イ) リフラクトリーセラミックファイバー等に係る特殊健康診断の項目について  
リフラクトリーセラミックファイバーについては、ヒトに対する発がんのおそれや眼の損傷並びに皮膚炎等の刺激症状を引き起こす可能性が指摘されたことを踏まえ、リフラクトリーセラミックファイバー等の業務従事労働者及び配置転換後労働者に対する特殊健康診断の項目の趣旨等については、次のとおりとすること。
- ① 「業務の経歴の調査」及び「作業条件の簡易な調査」については、ナフトレン等に係る特殊健康診断の趣旨等（(ア) ①及び②）と同様であること。
- ② 「喫煙歴及び喫煙習慣の状況に係る調査」は、喫煙が肺疾患を進展させる要因となり得ることから行うものであること。

## ADMINISTRATION INFORMATION

- ③ 「リフラクトリーセラミックファイバーによるせき、たん、息切れ、呼吸困難、胸痛、呼吸音の異常、眼の痛み、皮膚の刺激等についての他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査」は、リフラクトリーセラミックファイバーにより生じるこれらの症状の既往歴の有無の検査をいうこと。なお、「眼の痛み、皮膚の刺激等の急性の疾患に係る症状」については、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。
- ④ 「せき、たん、息切れ、呼吸困難、胸痛、呼吸音の異常、眼の痛み等についての他覚症状又は自覚症状の有無の検査」は、リフラクトリーセラミックファイバーにより生じるこれらの症状の有無の検査をいうこと。なお、「眼の痛み等の急性の疾患に係る症状」については、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。
- ⑤ 「皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査」は、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。
- ⑥ 「胸部のエックス線直接撮影による検査」については、肺がん等を評価するための検査であること。
- ⑦ 「作業条件の調査」については、ナフタレン等に係る特殊健康診断の趣旨等（ア）の⑦と同様であること。
- ⑧ 「特殊なエックス線撮影による検査」は、CT（コンピューター断層撮影）による検査等をいうこと。
- ⑨ 「血清シアル化糖鎖抗原KL-6の量の検査若しくは血清サーファクタントプロテインD（血清SP-D）の検査等の血液生化学検査」は、肺がん等が存在する可能性や病勢等について評価するための検査であること。
- ⑩ 「喀痰の細胞診又は気管支鏡検査」は、肺がん等が存在する可能性や病勢等について評価するための検査であること。
- コ 法第66条第2項後段の特殊健康診断の対象物に係る裾切値（特化則別表第5関係）  
改正政令による施行令第22条第2項の改正により、法第66条第2項後段の特殊健康診断の対象業務として、ナフタレン、リフラクトリーセラミックファイバー又はこれらを含む製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるものを製造し、又は取り扱う業務が規定されたことに伴い、これらの物に係る裾切値を1%としたこと。
- サ 特定化学物質健康診断結果報告書の様式（特化則様式第3号（裏面）関係）  
ナフタレン等又はリフラクトリーセラミックファイバー等を製造し、又は取り扱う業務を特殊健康診断の対象業務として規定したことに伴い、特化則様式第3号について所要の改正を行ったこと。
- (3) 作環則の一部改正（改正省令第3条関係）
- ア ナフタレン等が特定化学物質に追加されることにより、ナフタレン等を製造し、又は取り扱う屋内作業場が作環則別表第3号の作業場の種類に追加されること。
- イ リフラクトリーセラミックファイバー等が特定化学物質に追加されたが、リフラクトリーセラミックファイバーは人造鉱物繊維の一種であり、作環則別表第1号で定める作業場と同様の分析方法（計数方法）を採用することとしているため、リフラクトリーセラミックファイバー等を製造し、又は取り扱う屋内作業場を作環則別表第1号の作業場の種類に追加したこと。

## 行政情報

- (4) 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第101号。以下「平成26年改正省令」という。）の一部改正（改正省令第3条関係）

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第288号。以下「平成26年改正政令」という。）及び平成26年改正省令により、クロロホルム、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、1,2-ジクロロエタン（別名二塩化エチレン）、ジクロロメタン（別名二塩化メチレン）、スチレン、1,1, 2,2-テトラクロロエタン（別名四塩化アセチレン）、テトラクロロエチレン（別名パークロルエチレン）、トリクロロエチレン及びメチルイソブチルケトン（以下「クロロホルム他9物質」という。）については、特定化学物質に指定して、所要の規制を行うこととされたところである。

平成26年改正省令の施行の際現に、第一種作業環境測定士試験のうち作環則第16条第1項第9号に掲げる科目（有機溶剤の分析の技術に関する科目）に合格している者は、クロロホルム他9物質を含む試験範囲を受験し、合格しているため、同項第7号（平成26年改正省令による改正後の特化則第2条の2第1号イに掲げるクロロホルム等有機溶剤業務を行う作業場の作業環境について行う分析の技術に関する科目に限る。）及び同項第9号に掲げる科目について合格したものとみなすこととしたこと。

- (5) 労働安全衛生規則及び産業安全専門官及び労働衛生専門官規程の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第115号。以下「平成27年改正省令」という。）

労働安全衛生法施行令及び厚生労働省組織令の一部を改正する政令（平成27年政令第250号。以下「平成27年改正政令」という。）及び平成27年改正省令により、表示対象物の範囲を拡大するとともに、安衛則別表第2及び別表第2の2を統合し、表示対象物及び通知対象物の裾切値を新たに安衛則別表第2として一括して整理し、平成28年6月1日から施行される予定である。

しかし、同表においては、「人造鉱物繊維」について、いずれの裾切値も1%と定められているため、今般の改正においてリフラクトリーセラミックファイバーの通知対象物としての裾切値が0.1%に引き下げられたことを踏まえて、「リフラクトリーセラミックファイバー」を「人造鉱物繊維」の欄から除き、別途規定したこと。

このため、平成28年6月1日に施行される時点におけるリフラクトリーセラミックファイバーの裾切値については、今般の改正によるものと同様になること。

- (6) 施行期日（改正省令附則第1条関係）

改正省令は、平成27年11月1日から施行することとしたこと。

ただし、(4)の規定は、公布日から施行し、改正省令による改正後の労働安全衛生規則等の一部を改正する省令附則第10条第3項の規定は、平成26年11月1日から適用すること。

- (7) 経過措置（改正省令附則第2条から第6条まで関係）

ア 計画の届出に関する経過措置（改正省令附則第2条関係）

安衛則別表第7に定める以下の設備等の設置若しくは移転又は主要構造部分の変更を平成28年1月31日までの間（施行後3月）に行う場合には、安衛則第86条第1項及び法第88条第2項において準用する同条第1項の規定に基づく計画の届出を要しないこととしたこと。

(ア) ナフタレン等を製造する設備

(イ) ナフタレン等を製造し、又は取り扱う特定化学設備及びその附属設備

## ADMINISTRATION INFORMATION

- (ウ) ナフタレン等又はリフラクトリーセラミックファイバー等のガス、蒸気又は粉じんが発散する屋内作業場に設ける発散抑制措置
- イ 様式に関する経過措置（改正省令附則第3条関係）  
改正省令の施行の際、現に存する改正省令による改正前の様式による報告書の用紙は、当分の間、必要な改訂をした上、使用することができることとしたこと。
- ウ 第2類物質の製造等に係る設備に関する経過措置（改正省令附則第4条及び第5条関係）  
ナフタレン等又はリフラクトリーセラミックファイバー等を製造し、又は取り扱う設備で、改正省令の施行の際、現に存するものについては、平成28年10月31日までの間（施行後1年間）は、改正省令による改正後の特化則（以下「新特化則」という。）第4条又は第5条の規定は、適用しないこととしたこと。
- エ 特定化学設備に関する経過措置（改正省令附則第6条関係）  
ナフタレン等を製造し、又は取り扱う特定化学設備で、改正省令の施行の際、現に存するものについては、平成28年10月31日までの間（施行後1年間）は、新特化則第13条から第17条まで、第18条の2、第19条第2項及び第3項、第19条の2から第20条まで、第31条並びに第34条の規定は、適用しないこととしたこと。
- オ 出入口に関する経過措置（改正省令附則第7条関係）  
ナフタレン等を製造し、又は取り扱う特定化学設備を設置する屋内作業場及び当該作業場を有する建築物であって、改正省令の施行の際、現に存するものについては、平成28年10月31日までの間（施行後1年間）は、新特化則第18条の規定は、適用しないこととしたこと。
- カ 警報設備等に関する経過措置（改正省令附則第8条関係）  
ナフタレン等を製造し、又は取り扱う特定化学設備を設置する作業場又は当該作業場以外の作業場でナフタレン等を合計100リットル以上取り扱う作業場で、改正省令の施行の際、現に存するものについては、平成28年10月31日までの間（施行後1年間）は、新特化則第19条第1項及び第4項までの規定は、適用しないこととしたこと。
- キ 床に関する経過措置（改正省令附則第9条関係）  
ナフタレン等又はリフラクトリーセラミックファイバー等を製造し、又は取り扱う特定化学設備を設置する屋内作業場で改正省令の施行の際、現に存するものについては、平成28年10月31日までの間（施行後1年間）は、新特化則第21条の規定は、適用しないこととしたこと。
- (8) その他（リフラクトリーセラミックファイバーに関する粉じん則等の適用）
- ア 粉じん則等の適用の有無  
リフラクトリーセラミックファイバーは、鉱物（人工物を含む。）の一種であること、また、耐火物として使用される場合があることから、リフラクトリーセラミックファイバー等を製造し、又は取り扱う業務のうち一部の業務については、粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第18号。以下「粉じん則」という。）別表第1に規定する「粉じん作業」及びじん肺法施行規則（昭和35年労働省令第6号）別表に規定する「粉じん作業」に該当する場合があること。  
このため、このような業務については、今回の改正政省令の規定に加えて、粉じん則並びにじん肺法（昭和35年法律第30号）及びじん肺法施行規則の規定が適用されること。

## 行政情報

### イ 健康診断についての留意事項

アの場合、健康診断については、特化則に基づく健康診断の規定及びじん肺法に基づくじん肺健康診断（以下単に「じん肺健康診断」という。）の規定の両方が適用され、それぞれの健康診断を実施しなければならないこと。

しかしながら、これらの健康診断の検査項目のうち、特化則別表第3に規定する「胸部のエックス線直接撮影による検査」とじん肺法第3条第1項第1号に規定する「エックス線写真（直接撮影による胸部全域のエックス線写真をいう。）による検査」は同一の検査であるため、特化則に基づく健康診断とじん肺健康診断を同時期に行う場合には、エックス線直接撮影を重ねて実施する必要はなく、これら2つの健康診断でエックス線写真を共用することができること。

なお、特化則に基づく健康診断とじん肺健康診断では実施頻度が異なり、前者は6月以内ごとに1回であるのに対し、後者はじん肺管理区分等に応じて3年以内ごとに1回又は1年以内ごとに1回であることに留意すること。

### ウ 作業主任者の選任及び特別教育についての留意事項

アの場合には、特化則に基づく作業主任者を選任するとともに、当該作業を行う労働者に対して粉じん則に基づく特別教育を実施する必要があることに留意すること。

## 3 関係通達の一部改正

(1) 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第101号）の一部改正に伴い、「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行について」（平成26年9月24日付け基発0924第6号・雇発0924第7号）の一部を次のように改正する。

第2の2（8）ク中（ウ）を（エ）とし、「改正省令附則第10条第3項関係」を「改正省令附則第10条第4項関係」に改め、（イ）の次に次のように加える。

（ウ）改正省令の施行の際現に、作業環境測定士試験のうち作環則第16条第1項第9号に掲げる科目に合格している者は、同項第7号（改正省令による改正後の特化則第2条の2第1号イに掲げるクロロホルム等有機溶剤業務を行う作業場の作業環境について行う分析の技術に関する科目に限る。）及び同項第9号に掲げる科目について合格したものとみなすこととしたこと。（改正省令附則第10条第3項関係）

(2) 「労働安全衛生法施行令及び厚生労働省組織令の一部を改正する政令等の施行について」（平成27年8月3日付け基発0803第2号）の一部を次のように改正する。

別紙1の表中「人造鉱物繊維」の次に「(リフラクトリーセラミックファイバーを除く。)」を加え、「ヨードホルム」の項の次に次のように加える。

リフラクトリーセラミック ファイバー	142844-00-6	1%未満	0.1%未満
-----------------------	-------------	------	--------

## ADMINISTRATION INFORMATION

能発 1027 第1号  
平成27年10月27日

経営者団体の長 殿

厚生労働省職業能力開発局長  
(公印省略)

## 企業における人材育成の推進に関する要請について

職業能力開発行政の推進につきましては、日頃よりご協力を賜り感謝申し上げます。

毎年11月は、「職業能力開発促進月間」と定められております。これは、昭和45年11月にアジアで初めて東京において開催された「技能五輪国際大会」を記念して設けられたものであり、職業能力の開発・向上の促進及び魅力ある技能社会の形成を目指しております。

本年6月に閣議決定された日本再興戦略改訂2015において、「未来投資による生産性革命の実現」が謳われるとともに、「一億総活躍社会」の実現のために掲げられた「新三本の矢」においても、希望を生み出す強い経済のため、「生産性革命」を大胆に進めていくこととされる等、職業能力開発施策の推進に対する期待がますます高まっています。

このため、厚生労働省としては、人材育成に取り組む企業を対象とした各種助成金の支給、企業のキャリア支援に係る助言を無料で受けられる窓口の設置、ポリテクセンター等におけるものづくり分野のオーダーメイドによる在職者向け訓練、若年技能者を指導するためのものづくりマイスターの派遣、人材育成施策の基盤であるジョブ・カードの普及促進等の取組を行っており、企業の方々に更に活躍していただきたいと考えております。

貴団体におかれましては、職業能力開発促進月間の趣旨等をご理解いただくとともに、事業向け支援メニューのリーフレット（別添）もご活用いただき、貴団体の傘下団体・企業に対します周知啓発に向けたご協力の程、何とぞよろしくお願い申し上げます。

# 行政情報

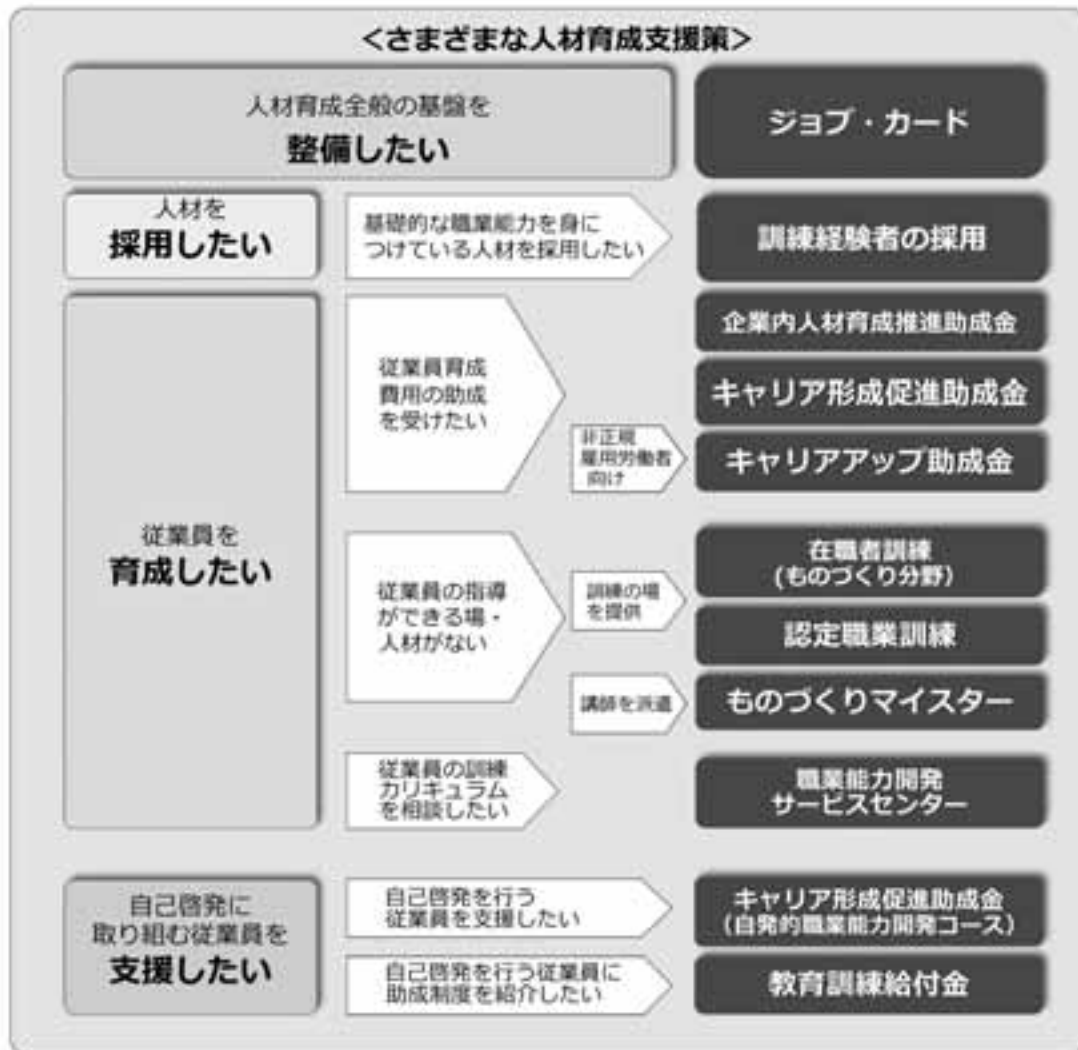
事業主・事業主団体の方へ

## 人材育成に取り組む事業主を支援します！ 「人材育成支援策」のご案内

平成27年10月1日から新しい制度が始まりました！

厚生労働省では、人材育成に取り組む事業主・事業主団体の皆さまを支援するために、さまざまな支援策を用意しています。従業員のキャリアアップを図る際には、ぜひご活用ください。

### <さまざまな人材育成支援策>



厚生労働省 都道府県労働局 ハローワーク

LL271008(範囲01)



## ADMINISTRATION INFORMATION

## 人材育成全般の基盤を整備したい

## ジョブ・カード

&lt;平成27年10月1日から新制度に移行&gt;

ジョブ・カードは平成27年10月1日より①生涯を通じたキャリア・プランニング及び②職業能力証明のツールとして新しくなりました。

人材育成を行う際にジョブ・カードを活用して従業員のキャリア形成上の課題の把握やそれを踏まえた能力開発を推進することができます。(なお、ジョブ・カードを活用して人材育成を行う際、助成金を受けられる場合があります。3, 4ページ参照)

また、ジョブ・カードは能力証明のツールでもあるため、通常の履歴書と組み合わせることで、応募者の職業能力に関する情報をより多く知ることができます。

(なお、応募書類としてのジョブ・カードの活用については、求職者の判断で行われるものです。)



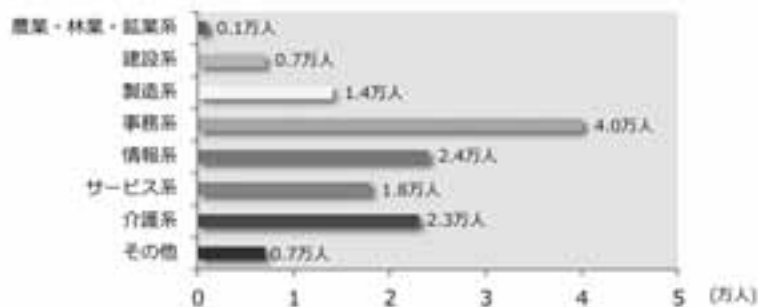
詳しくは、ハローワークへ

## 人材を採用したい

## 訓練経験者の採用

国や都道府県では、離職者などが再就職に必要な知識や技能を習得するための職業訓練を行っています。平成26年度の訓練の総受講者数は約13万人で、訓練分野も多岐にわたります。ハローワークで求人申込みを行う際には、訓練経験者の採用をご検討ください。

【分野別 離職者向け訓練受講者数(平成26年度)】



詳しくは、ハローワークへ

# 行政情報

## 従業員を育成したい

### 企業内人材育成推進助成金 <平成27年度から創設>

計画的に人材育成を推進するための制度を導入・実施した事業主、事業主団体に助成します。

助成対象		制度導入助成額	実施・育成助成額 <一人当たりの額>
<b>① 個別企業助成コース</b> ①～③の人材育成制度を就業規則などに規定して導入し、従業員に実施した事業主に、一定額を助成			
① 教育訓練・職業能力評価制度	ジョブ・カードを活用し、従業員に教育訓練や職業能力評価を計画的に行う制度	50万円(25万円)	5万円(2.5万円)
② キャリア・コンサルティング制度	ジョブ・カードを活用し、従業員に対するキャリア・コンサルティングを計画的に行う制度	30万円(15万円)	5万円(2.5万円)
	従業員をキャリア・コンサルタントとして育成した場合に加算	-	15万円(7.5万円)
③ 技能検定合格報奨金制度	技能検定に合格した従業員に報奨金を支給する制度	20万円(10万円)	5万円(2.5万円)
<b>② 事業主団体助成コース</b> 従業員に対し教育訓練や職業能力評価を行う構成事業主を支援する事業主団体について、構成事業主が3事業主以上、かつ従業員合計30名以上を対象に導入・実施した場合、支援に要した費用の一部を助成		支援に要した費用の2/3 上限額500万円	

※ ( )は中小企業以外の額。実施・育成助成は制度ごとに10人まで

詳しくは、ハローワーク、都道府県労働局へ

### キャリアアップ助成金 <平成27年度から「育児休業中訓練」を創設>

非正規雇用労働者の人材育成を実施した事業主に助成します。

助成内容	助成額 ( )は中小企業以外の額												
人材育成コース 有期契約労働者などに下記の訓練を行った場合に助成 ◆一般職業訓練（教育訓練機関などにおける座学） ◆有期実習型訓練（「ジョブ・カード」を活用した教育訓練機関などにおける座学と企業における実習を組み合わせた3～6か月の職業訓練） ◆中長期的キャリア形成訓練（厚生労働大臣が専門的・実践的な教育訓練として指定した講座（教育訓練機関などにおける座学）） ◆育児休業中訓練（育児休業中の労働者の自発的な申し出により実施する教育訓練機関などにおける座学）	◆教育訓練機関などにおける座学 <一人当たり> 賃金助成：1h当たり 800円（500円） 経費助成：一人当たりの訓練時間数に応じた次の額												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>訓練の種類 訓練時間数</th> <th>一般職業訓練 有期実習型訓練 育児休業中訓練</th> <th>中長期的 キャリア形成訓練</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100h未満</td> <td>10万円( 7万円)</td> <td>15万円(10万円)</td> </tr> <tr> <td>100h以上200h未満</td> <td>20万円(15万円)</td> <td>30万円(20万円)</td> </tr> <tr> <td>200h以上</td> <td>30万円(20万円)</td> <td>50万円(30万円)</td> </tr> </tbody> </table> ※育児休業中訓練は経費助成のみ	訓練の種類 訓練時間数	一般職業訓練 有期実習型訓練 育児休業中訓練	中長期的 キャリア形成訓練	100h未満	10万円( 7万円)	15万円(10万円)	100h以上200h未満	20万円(15万円)	30万円(20万円)	200h以上	30万円(20万円)	50万円(30万円)
	訓練の種類 訓練時間数	一般職業訓練 有期実習型訓練 育児休業中訓練	中長期的 キャリア形成訓練										
	100h未満	10万円( 7万円)	15万円(10万円)										
100h以上200h未満	20万円(15万円)	30万円(20万円)											
200h以上	30万円(20万円)	50万円(30万円)											
◆企業における実習 <一人当たり> 実施助成：1h当たり800円（700円） ※1年度1事業所当たりの支給限度額は500万円													

詳しくは、ハローワーク、都道府県労働局へ

ADMINISTRATION INFORMATION

従業員を育成したい

キャリア形成促進助成金

<平成27年度から新設・拡充>

従業員に対して計画に沿って訓練を実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の資金の一部を助成します。

◆事業主と事業主団体など向け

助成内容		助成額 ( ) は中小企業以外の額
①ものづくり人材育成訓練【新設】	<ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業以外</li> <li>中小企業</li> <li>事業主団体など</li> </ul> 建設業や製造業が実施する大臣の認定を受けた次のOJT付き訓練 <ul style="list-style-type: none"> <li>事業主団体等連携型訓練(事業主団体などと企業が連携して実施する訓練)</li> <li>企業連携型訓練(複数の企業が連携して実施する訓練)</li> <li>企業単独型訓練(企業が単独で実施する訓練)</li> </ul>	経費助成：2/3(1/2) 資金助成：1h当たり800円(400円) OJT実施助成：1h当たり700円(400円)

◆事業主向け

助成内容		助成額 ( ) は中小企業以外の額	
②政策課題対応型訓練			
②①成長分野等人材育成コース	<ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業以外</li> <li>中小企業</li> </ul> 健康(医療・介護)・環境などの成長分野などでの人材育成のための訓練	経費助成：1/2 (1/3) ※5について、若者雇用促進法に規定される認定事業主の場合は2/3(1/2)【27.10.1~拡充】 資金助成：1h当たり800円(400円)	
②②グローバル人材育成コース			海外関連業務に従事する人材育成のための訓練(海外の大学院、大学、教育訓練施設などで実施する訓練を含む)
②③中長期的キャリア形成コース			中長期的なキャリア形成に資する教育訓練として厚生労働大臣が指定する専門実践教育訓練
②④熟練技能育成・承継コース	<ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業以外【拡充】</li> <li>中小企業</li> </ul> 熟練技能者の指導力強化、技能承継のための訓練、認定職業訓練		
②⑤若年人材育成コース			採用後5年以内で、35歳未満の若年労働者への訓練
②⑥育児中・復職後等能力アップコース	<ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業以外</li> <li>中小企業</li> </ul> 育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練	経費助成：2/3(1/2)【助成率拡充】 資金助成：1h当たり800円(400円)	
②⑦認定実習併用職業訓練コース	中小企業 大臣の認定を受けたOJT付き訓練(①の企業単独型訓練を除く)	経費助成：1/2 資金助成：1h当たり800円 OJT実施助成(※) : 1h当たり600円	
②⑧自発的職業能力開発コース	中小企業 労働者の自発的な能力開発に対する支援	経費助成：1/3 資金助成：1h当たり400円	
②⑨一般型訓練	中小企業 政策課題対応型訓練以外の訓練	経費助成：1/3 資金助成：1h当たり400円	

◆事業主団体など向け

助成内容		助成額
③団体等実地型訓練	事業主団体など <ul style="list-style-type: none"> <li>事業主団体などが構成事業主の雇用する労働者を対象に行う、若年労働者への訓練や熟練技能の育成・承継のための訓練</li> <li>育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練【拡充】</li> </ul>	経費助成：1/2 (育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練2/3)【拡充】

※経費助成の1人1コースの事業主に対する支給限度額について、

①、②①~②⑧は15万円~50万円(中小企業以外は10万円~30万円)、②⑦-⑧、③は7万円~20万円。また、事業主団体などに対する支給限度額について、①、③は1団体当たり500万円。

※1事業主の年間(支給申請日を基準とし、4月1日から3月31日まで)の支給限度額は500万円(認定職業訓練、①または②⑦の場合は1,000万円)。1事業主団体などの年間の支給限度額は500万円。

※助成の対象となる訓練などの受講回数は、1労働者につき、1年度(「年間職業能力開発計画期間」内)3コースまで

※東日本大震災に伴う被災地の事業主については、助成率の特例あり(中小企業：資金800円(1h)・経費1/2、中小企業以外：資金400円(1h)・経費1/3)

詳しくは、ハローワーク、都道府県労働局へ

# 行政情報

## 従業員を育成したい

### 在職者訓練(ものづくり分野)・認定職業訓練

#### ◆ポリテクセンターなどでの在職者向け訓練

在職者を対象に、ものづくり分野について、2～5日間の集中的な訓練を実施しています。既存の訓練コースの他、オーダーメイド型の訓練も実施します。

また、ポリテクカレッジでは、主に若手・中堅社員の方向けに、長期間（2年間）の職業訓練も実施しています。



詳しくは、ポリテクセンター、ポリテクカレッジ、都道府県能力開発主管課へ

#### ◆認定職業訓練施設での在職者向け訓練

都道府県知事の認定を受けた職業訓練施設でも、在職者向けの訓練を実施しています。

【主な訓練科】 建築・土木関係、金属・機械加工関係、理美容関係 など

詳しくは、都道府県能力開発主管課へ

## ものづくりマイスター

製造業・建設業の職種で優れた技能、経験を備えた「ものづくりマイスター」が実践的な実技指導を行い、若年技能者のスキルアップをお手伝いします。

最適なものづくりマイスターを選定し、企業に派遣します。

#### 【主なものづくりマイスター対象職種】

機械加工、建築大工、造園、和裁、塗装 など（全112職種）

#### 【ものづくりマイスターの認定人数（平成26年度）】

（全国）累計5,564人



詳しくは、地域技能振興コーナーへ

## 職業能力開発サービスセンター

社会保険労務士や中小企業診断士など、人材育成コンサルタントを無料で派遣し、企業のご希望に応じた人材育成計画などの策定についての助言を行います。

- ・キャリア支援のための相談・助言（無料相談）
- ・専門スタッフ（アドバイザー・コンサルタント・サポーター）が対応

#### 【助言指導・情報提供数の実績（平成26年度）】

約26万件



詳しくは、都道府県職業能力開発協会（職業能力開発サービスセンター）へ

## ADMINISTRATION INFORMATION

## 自己啓発に取り組む従業員を支援したい

## キャリア形成促進助成金（自発的職業能力開発コース）

従業員の自発的な能力開発にかかる経費や、訓練中の賃金を支払う中小企業の事業主を助成します。

助成内容		助成額
政策課題対応型訓練	自発的職業能力開発コース	労働者の自発的な能力開発に対する支援 百金助成：1h当たり800円 経費助成：1/2 ※一人1コースの支給限度額は7～20万円

詳しくは、ハローワーク、都道府県労働局へ

## 教育訓練給付金

<平成26年10月から「専門実践教育訓練」を創設>

自ら費用を負担して自己啓発に取り組む従業員への支援策があります。  
自己啓発に取り組む従業員にご紹介ください。

対象	雇用保険の一般被保険者または一般被保険者だった人で、一定の条件を満たす人が、厚生労働大臣が指定する教育訓練講座を受講し、修了などした場合
支給額	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆一般教育訓練 従業員が教育訓練施設に支払った経費の20%に相当する額（上限10万円）</li> <li>◆専門実践教育訓練               <ol style="list-style-type: none"> <li>① 従業員が教育訓練施設に支払った経費の40%に相当する額（年間上限32万円、訓練期間は最大で3年間のため最大96万円）</li> <li>② 資格取得などをして、修了から1年以内に一般被保険者として再就職またはすでに雇用されている場合は、従業員が教育訓練施設に支払った経費の20%を追加給付</li> </ol> <p>※①と②の合計は、従業員が教育訓練施設に支払った経費の60%に相当する額（年間上限48万円、訓練期間は最大で3年間のため、最大144万円）</p> <p>※受講開始前に専門のキャリア・コンサルタントから交付されたジョブ・カードまたは専門実践教育訓練の受講について、事業主が承認したことの証明書を添付して事前の手続を行う必要があります。</p> </li> </ul>

詳しくは、ハローワークへ

# 事業報告

## Business Information

ここでは、公益社団法人大阪府産業廃棄物協会が実施・協力した事業等（平成27年9月～平成27年11月前半）の概要を紹介します。

### 大阪府知事感謝状贈呈式出席

日時：平成27年9月1日（火曜日）15時00分  
 場所：大阪府公館／大サロン  
 受贈理由：小学生向け環境学習パンフレット作成費用負担に対して



前列の左から1番目が本会の松田専務理事

### 平成27年度施設見学会

日にち：平成27年10月2日（金曜日）  
 場所：住友大阪セメント（株）赤穂工場  
 参加者数：38名



### ECOファミリーフェスタ2015

日時：平成27年10月4日（日曜日）10時00分  
 場所：東大阪市庁舎／1階ロビー  
 内容：不適正処理防止啓発及び3R推進PRのイラスト募集



多くの来場者がイラストコンテストに応募してくれました！

### エコアクション21 10周年記念大会 in Osakaへの開催協力・ 感謝状等贈呈式への出席

日時：平成27年10月6日（火曜日）13時00分  
 場所：大阪府中央公会堂／中集会室  
 受贈理由：産業廃棄物処理業者のE A21認証取得のための協力に対して



受賞式には白坂元組織広報委員長が出席

### 第15回廃棄物処理先進事例調査

詳細は本紙40ページから47ページ

**廃棄物不適正処理巡視事業**

日にち：平成27年10月15日(木曜日)

場 所：泉南市

参画者：宮川 基次（収集運搬部会員）  
片渕 則人（青年部員）  
田中 千議（事務局事業主任）



日にち：平成27年11月10日(火曜日)

場 所：枚方市、四条畷市、交野市

参画者：奥野 健治（収集運搬副部長）  
中真 一郎（青年部員）  
田中 千議（事務局事業主任）

**第5回大阪マラソン  
(OSAKA MARATHON 2015)に伴って  
生じる産業廃棄物の回収協力**

日にち：平成27年10月25日(日曜日)

場 所：スタート：大阪城公園  
ゴール：インテックス大阪

内 容：コーステープやペットボトル等の回収  
協力

協力会社：(株)さつき

(有)新垣商店

信和商事(株)

(株)大恵

(株)大建工業所

(株)浜田

(株)布施興業

(株)マルサン

**全国産業廃棄物連合会近畿地域協議会**

日 時：平成27年10月28日(水曜日) 15時00分

場 所：ホテルグランヴィア和歌山／アクアグラ  
ン

議 題：「大規模災害発生時における災害廃棄物  
対策行動指針（案）」に関する意見等に  
ついて

全国産業廃棄物連合会活動報告

講 演：「放射性物質による汚染との闘い～東日  
本大震災における災害廃棄物等の処理～」

講 師：荒竹 宏之（和歌山副市長）

参画者：片渕 昭人（会長）

浜野 廣美（副会長）  
 白坂 悦夫（副会長）  
 井出 保（副会長）  
 國中 賢吉（顧問・名誉会長）  
 松田 裕雄（専務理事兼事務局長）  
 龍野 浩一（事務局次長）  
 田中 千議（事務局事業主任）

### 徳島県産業廃棄物・特別管理産業廃棄物 適正処理講習会

日 時：平成27年11月4日（水曜日）10時00分  
 場 所：徳島県J A会館2階／J A大ホール  
 講 師：龍野浩一（事務局次長）

### 循環型社会形成推進功労者等環境大臣表彰

日 時：平成27年11月6日（金曜日）13時45分  
 場 所：ホテルニューオータニ佐賀／鶴の間  
 受賞者：濱田 篤介（理事）



受賞の濱田篤介理事

### 環境衛生功労者知事表彰

日 時：平成27年11月11日（水曜日）10時30分  
 場 所：クレオ大阪中央  
 受賞者：浦邊 真郎（理事）



左から受賞の浦邊真郎理事、片淵昭人会長

### 産廃塾（経営者コース） 地域社会のために存続する！ 民事再生への道～産廃処理業者が語る

日 時：平成27年11月11日（水曜日）15時00分  
 場 所：大江ビル13階／第5・6会議室  
 講 演 者：馬場 孝至（榊東栄大和クリーンセンター代表取締役）

参加者数：62名



左から聞き手の星山健再生処分副部会長、  
講師の馬場孝至氏





### リスクアセスメント推進研修会 (経営者コース) 産業廃棄物処理業に おけるBCP策定啓発セミナー

日 時：平成27年11月18日(水曜日) 9時20分  
場 所：大江ビル13階/第3～6会議室  
内 容：BCP策定啓発セミナー  
講義1：BCP策定の概要と重要性について  
講 師：坂上 聡 (ミネルヴェベリタス(株)経営コンサルタント)  
講義2：事例発表「廃棄物処理業界のBCP策定推進の必要性」  
講 師：西原充幸氏 (リマテック(株)代表取締役)

参加者数：42名



リマテック(株)の西原充幸代表取締役

### 第1回電子マニフェスト導入実務研修会

日 時：平成27年11月18日(水曜日) 14時00分  
場 所：大江ビル13階/第3～6会議室  
内 容：電子マニフェストシステムの概要説明  
操作(基本設定、登録、照会等)の説明  
参加者数：53名

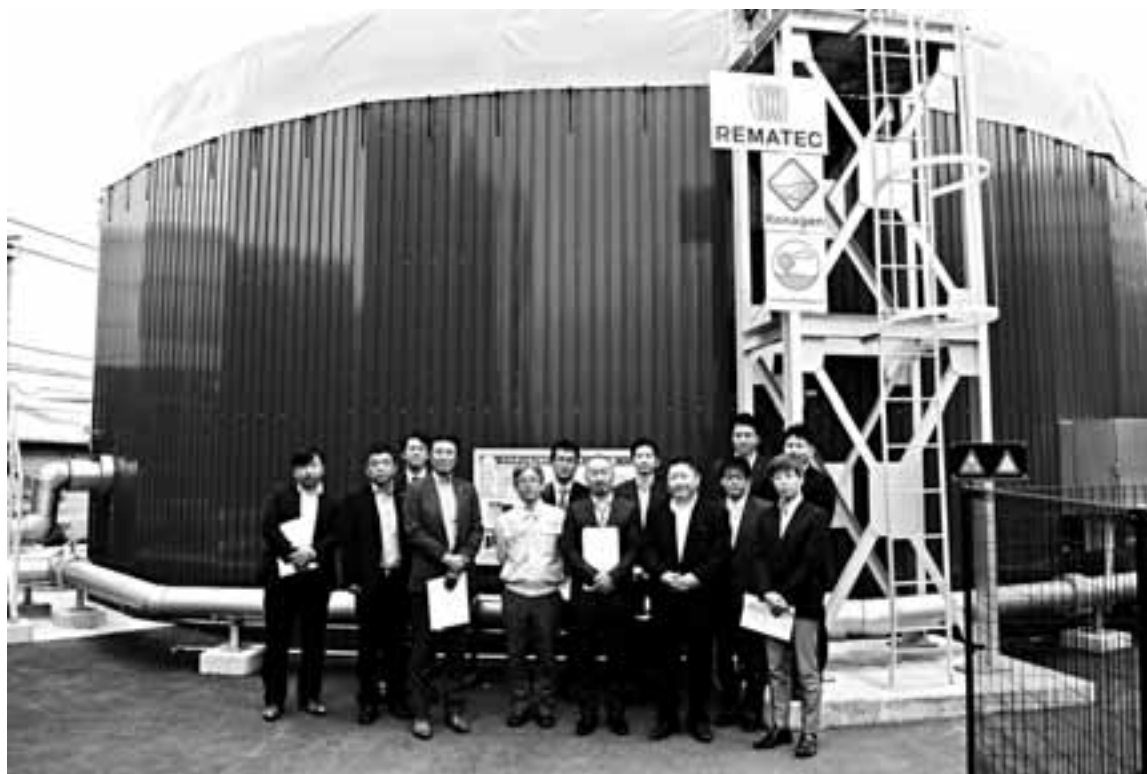


その他、理事会、組織広報委員会、危機管理委員会、法政策調査委員会、収集運搬部会、再生処分部会を開催しました。また、全国産業廃棄物連合会理事会、各委員会、各部会、各分科会に参画しました。



## 廃棄物処理先進事例調査

平成27年10月8日(木)14:00より本会再生処分会の先進事例調査事業として大阪府岸和田市にあるリマテック株式会社を訪問し、同社が手掛ける「バイオガス生成・発電事業」について丁寧かつ詳細な説明を受けた後、実際にバイオガス・プラント（メタン発酵施設）が設置されている事業場に移動して実地調査を行いました。



### 第15回 リマテック株式会社

#### ■概要



社 名 リマテック株式会社  
代 表 者 代表取締役社長 西原充幸  
本社／大阪工場 大阪府岸和田市地蔵浜町11番地の1  
TEL 072-438-6434 (代表) / FAX 072-422-3617  
メタン発酵施設 大阪府岸和田市臨海町16番1  
TEL 072-432-8004 / FAX 072-432-8004  
設 立 1974年11月

資 本 金 1億円  
 事 業 内 容 産業廃棄物処理・再資源化事業  
 廃棄物資源化プラントの設計、製作及び販売  
 廃棄物再資源化のエンジニアリング業務  
 等

#### メタン発酵施設設計・施工



**Renagen**

社 名 株式会社リナジェン（リマテック・グループ）  
 代 表 者 代表取締役 三嶋大介  
 本 社 東京都千代田区神田神保町 3 - 2 - 3 Daiwa神保町 3丁目ビル 8 F  
 TEL 03-3556-0173 / FAX 03-6682-4884  
 設 立 2014年 2月  
 資 本 金 2,000万円  
 事 業 内 容 バイオマス利活用に関するコンサルティング・事業計画  
 ・新規バイオガス発電施設導入にあたっての事業採算性評価  
 ・各種補助金活用及び各種許認可申請手続きの支援  
 バイオガス発電施設の設計・設置・運転支援・保守管理  
 バイオガス発電所の自社運営及び施設への投資  
 その他バイオマス利活用事業の研究開発及び事業活動の実施

## ■ バイオマス生成・発電事業の経緯

1974年に創業したリマテック株式会社（旧社名：近畿環境興産株式会社）とグループ会社各社は、2014年4月に持株会社制に移行し、リマテックホールディングス株式会社を核とする9つの会社からなるグループ経営体制となり、「Innovation for the Earth」をスローガンとして掲げ、「環境分野における社会的課題に対するイノベーションの創出」をミッションとする。

現在の主力事業であるRF事業（廃油を中心とする廃棄物を原料とした石炭代替燃料製造事業）は、当時は焼却処理するしか方法がなかった水分や固形分を多く含む廃油を有効活用するために技術開発した成果に基づき、1983年に開始した事業である。その後も大規模不法投棄現場の原状回復、亜臨界水を利用した有害物質の無害化・有用成分の抽出、東日本大震災や広島市災害における災害廃棄物処理に取り組むなど、環境分野全般における社会的課題の解決に企画力・技術力・現場力を駆使して新規事業を展開してきた。

また、我が国の最重要課題であるエネルギー問題に対応すべく、2003年より技術開発に着手した「バイオマスのメタン発酵によるエ



西原社長(上)と薮工場長(下)の挨拶



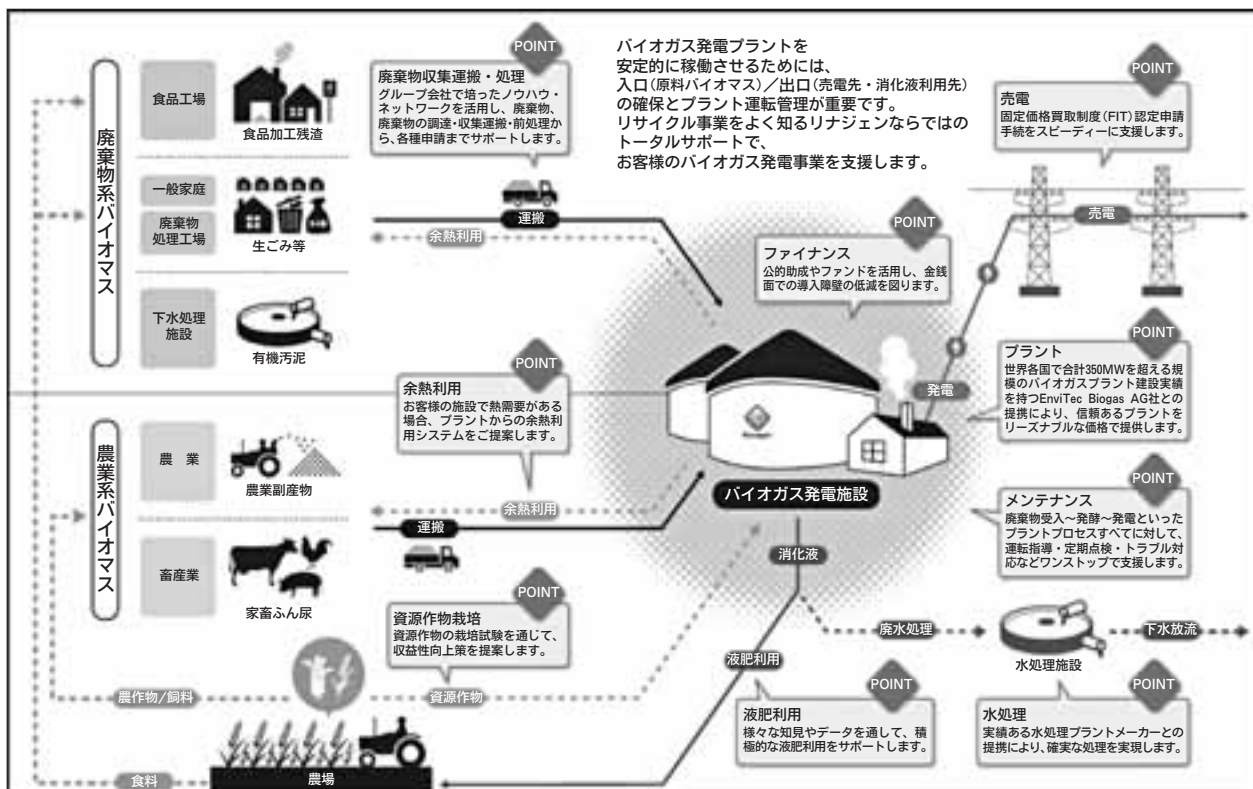
「エネルギー回収技術」の事業化を目的として、2014年2月に社内の研究開発部門をカープアウトさせた株式会社リナジェンを設立し、再生可能エネルギー分野への挑戦を開始した。そして2015年8月18日、株式会社リナジェンが設計・施工を手掛けたバイオガスの生成・発電プラント「MFパワー1号」が竣工し、本格的な稼働を始めた。

## ■MFパワー1号

「MFパワー1号」は、FIT（固定価格買取制度）に基づく設備認定を受けた大阪府下で初めてのバイオガス発電施設である。1日当たり17.3トンの食品廃棄物（有機性廃棄物）を原料としてバイオガスを生成し、250kWの発電能力を有する。多くの工場が密集する地域にあって、駐車場用地であったテニスコート2面程度の敷地（約1,000㎡）で活用できるコンパクトな設計となっている。未利用であった地域のバイオマス資源を活用した「自律分散型エネルギー源」を確立し、地域社会と共存した事業モデルの創出を目指したプラントである。



リナジェンの吉見副社長による詳細な説明



バイオガスプラントの特徴 一様な有機物からエネルギー回収が可能

この施設ではメタン発酵槽に30枚のPC（プレキャスト・コンクリート）パネルを使用して安定した品質と短納期を同時に達成し、また発酵後の消化液を返送・混合して成分調整するプレミキシング工程を組み入れることにより安定的な発酵を実現するなど、バイオガス発電分野の世界的リーディングカンパニーである「EnviTec Biogas AG」（独）の様々なノウハウが採り入れられている。



プレキャストパネル工法



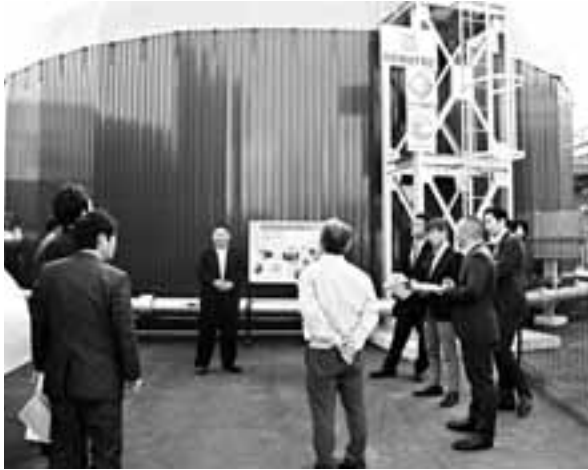
加温配管と攪拌機（発酵槽内部）

施設の安定した運転を実現するためには受入れ前にバイオガス発生量の推定や安定性を確認する必要があるため、自社のバイオガス関連専用の研究室を利用して発酵試験を行っている。食品廃棄物は主に流動性が高いものを中心に扱っており、原料貯留槽に貯留される。

混合槽においては貯留槽及び固形廃棄物をメタン発酵槽の消化液と水で混合しメタン発酵槽に供給する。



原料貯留槽（右上）と混合槽及び周辺（上中央・左上・左下）



メタン発酵槽外形

メタン発酵槽は853 $\text{m}^3$ の容量があり、数十日間かけて滞留させて内容物を分解する。発酵槽内部には安定した分解を補助する大型の攪拌機と加温配管(写真既出)が備え付けてある。発酵槽にて発生したバイオガスはメタンガスが60%含まれており、除湿や硫化水素除去を行い、ガスエンジン型発電機の燃料となる。



メタン発酵槽上部



発酵槽内部



発酵槽内部を確認する小野部会員

発電機は2G社製のCHPユニットを使用しており、250kW(発電効率41%)の出力を持ち、発生した電気は関西電力に売電される。また、発電に伴って生じる温水(約85 $^{\circ}\text{C}$ )はメタン発酵槽の加温用の熱源として再利用される。



発電機・CHPユニット



発電機・CHPユニット周辺



余剰ガス燃焼装置（左）及び周辺（上中央・右上）と  
固液分離装置（右下）



メタン発酵後の残さ（消化液）は、主にリマテック㈱大阪工場においてセメント焼成用補助燃料（RF）の原料として利用されるほか、余剰分は建屋内で固液分離後、固形分は外部委託先にて処理、液体分は排水処理後、下水放流される。消化液は液肥としての利用価値があり、利用ルートを開拓中とのこと。



現場での質疑応答の様子

（上：川本部会員・右：大林副部長）



## ■まとめ

本施設は、バイオガス発電ではFIT（固定価格買取制度）が適用された、大阪府では初の施設となり、バイオマスニッポン実現においても大変重要で貴重な施設であり、特にこれまでのバイオガス発電のネットワークであった経済性の部分にその優位性が見られます。見学中にも建設着工から完成までを映像で見せていただきましたが、最も建設費の要するメタン発酵槽にPC（プレキャスト・コンクリート）パネルを使用することにより低コストで短納期を実現されたことや施設全体的に非常にコンパクトに収められていることは大変メリットが大きいと思いました。これは自社でのこれまでの研究開発とEnviTec Biogas AG（独）の技術がうまく機能しているように感じられます。今後、同様の「都市型施設」を設計・施工していく場合には、大いに参考になるのではないのでしょうか。



プラント操作画面



メタン発酵は生物による処理であり、投入物の発酵試験を行うなど、細心の注意を払わなければならない点も多く、特に窒素濃度、油分、塩分の管理については重要です。現在は産業廃棄物のみを受け入れていますが、多様な搬入物や搬入方法の求めにも柔軟に適応していただけるとのことでした。

リマテック株式会社は産業廃棄物処理業界でもいち早くホールディングス化し、関連事業の多角化に成功されている企業グループです。今回訪問した施設だけでなく、災害廃棄物に対する対応、日本の環境戦略による対応、海外展開、自社での事故の対応も含め、我々がこれから学んでいくところが非常に多い「リーディングカンパニー」であることを、本先進事例調査において改めて認識しました。

訪問にあたり、大変お忙しい中、誠実にご対応くださった、リマテック株式会社の代表取締役社長 西原充幸様、取締役大阪工場長 藪哲之様、営業部課長 鳥居哲也様、また長時間にわたり詳細にご説明いただきました株式会社リナジェンの取締役副社長 吉見勝治様には心から御礼申し上げます。

(文責) 塩見 頼彦



星山副部長による謝辞

# 事業案内

## Business Prospectus

### リスクアセスメント推進研修会

日 時：平成28年1月14日(木曜日) 9時30分  
 場 所：大江ビル13階/会議室  
 内 容：講義、事例発表  
 参加費：会 員 無料  
           非会員 お一人につき2,000円  
                     (テキスト代・税込)

### 第2回電子マニフェスト導入実務研修会

日 時：平成28年1月14日(木曜日) 14時00分  
 場 所：大江ビル13階/会議室  
 内 容：電子マニフェストシステムの概要説明  
           操作(基本設定、登録、照会等)の説明  
 参加費：会員・非会員ともに無料

### 第2回産廃塾(標準コース)

日 時：平成28年2月18日(木曜日) 13時30分  
 場 所：本会会議室  
 内 容：コミュニケーショントレーニング  
           グループディスカッション  
 参加費：会 員 無料  
           非会員 お一人につき2,000円  
                     (テキスト代・税込)

### 廃棄物収集作業向上研修会

日 時：平成28年3月11日(金曜日) 13時30分  
 場 所：大江ビル13階/会議室  
 内 容：新入社員の方を対象とした収集運搬の基  
           礎的知識について  
 参加費：会 員 無料  
           非会員 お一人につき2,000円  
                     (テキスト代・税込)

それぞれの詳細・申込み方法は本会HPで順次  
 ご案内致します。HPをご覧になれない場合はお  
 手数ですが本会までお問い合わせください。  
 (TEL:06-6943-4016)

### 会員の皆様へ

**皆様の事業場に訪問し、交流を深める活動  
 を行っています！**  
 ~会員組織の維持強化を図るための  
 訪問交流について(ご対応のお願い)~

本会では、目下、会員の皆様に対し、私どもが  
 取り組んでいる事業について直にお聞きいただい  
 たり、反対に皆様が私どもに対してお持ちのご意  
 見やご要望について直に伺うことを通じ、皆様に、  
 よりメリットを感じていただけるような団体とし  
 て活動していくため、順次、訪問いたしております。

つきましては、本会の青年部員が参りました折  
 には、ご対応いただきたく、お願い申し上げます。

ご多用の中、誠に恐れ入りますが、以上の趣旨  
 をご配慮賜り、何とぞ、ご協力くださいますよう、  
 重ねてお願い申し上げます。

### お問い合わせ先

公益社団法人大阪府産業廃棄物協会  
 事務局 福原/辻岡  
 電話番号 06-6943-4016



新刊  
紹介

## 未来に選ばれる会社 CSRから始まるソーシャル・ブランディング

著者：森 撰 オルタナ編集部

(出版社：学芸出版社 定価：本体1,800円+税 発行日：2015年10月1日)



会社にとっての最大のミッションは組織や事業を永続化すること。その実現には、営利の追求だけでなく、社会全体から支持されることが必須だ。社会満足度を上げ、企業価値を高める「ソーシャル・ブランディング」という戦略。その方法論を、国内外20社以上の成功例から実践的に解説。未来を志向する会社の誠実な強さを探る。

## 新規入会会員紹介

正会員 平成27年9月～11月に入会した会員

## 株式会社 大都

代表者	間口 豪		
住所	〒552-0022 大阪市港区海岸通2-1-11		
電話番号	06-6574-0125	FAX番号	06-6575-0175
業務内容	収集運搬（積替え保管を含む）		

## 大和建設 株式会社

代表者	久禮 勝彦		
住所	〒596-0816 岸和田市尾生町523-2		
電話番号	072-444-4512	FAX番号	072-444-2363
業務内容	収集運搬		

賛助会員

## 大阪信用金庫

代表者	樋野 征治		
住所	〒543-8666 大阪市天王寺区上本町8-9-14		
電話番号	06-6775-6599	FAX番号	06-6772-0485
業務内容	金融業		

## 株式会社 ダストライ

代表者	木村 雅俊		
住所	〒546-0043 大阪市東住吉区駒川1-4-16		
電話番号	06-6719-2889	FAX番号	06-6719-2728
業務内容	収集運搬		

## 丸神商事 株式会社

代表者	神農 峰一		
住所	〒604-8152 京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町670 京都フクトクビル4階		
電話番号	075-213-0305	FAX番号	075-213-0118
業務内容	セメント・固化材販売、セメント工場向けサーマルリサイクル仲介		

## 入会のメリット

### 社会的信用の向上

本会の事業は、環境分野における不特定多数の利益の増進に寄与するものです。そのような事業を推進する団体に入会することは、取引先や顧客（一般消費者）、さらには融資元等から環境意識の高い企業として認知され、社会的信用を得ることに繋がります。CSR（企業の社会的責任）が、もはや世間の常識となっている現在、以上の傾向は今後ますます強くなっていくものと考えられます。

### 相談・助言を受ける機会の優先

排出事業者にとっても、産業廃棄物処理業者にとっても、廃棄物処理法や関係法令は非常にかかわりの深いものです。しかしながら、これほど解釈・運用の困難な法令も珍しく、専門的な相談・助言を受けたいと思われている方は多数いらっしゃると思います。本会に入会すると、廃棄物処理法に関する講演・執筆等の実績が豊富な常駐の職員による相談・助言を優先的に受けることができます。

### 建設業の経営事項審査の加点対象となります

建設業法施行規則の一部が改正されたことに伴い、平成20年4月1日より経営事項審査の評価項目及び基準が見直され、社会性評価の項目の中で、防災協定を締結している業者には、加点数が従来の3点から15点となり大幅な引き上げとなりました。本会は平成18年3月27日に大阪府と「地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定」を締結しており、会員の皆様は、本会交付の証明書により、この制度をご活用いただけます。証明書発行を希望される方は、「経審の防災協定に係る協会加入証明交付願」をダウンロードしていただき、全てご記入のうえ、協会へ申請してください。詳細は協会事務局までお問い合わせください。

### 講習会・研修会への無償又は割引参加

本会が実施する廃棄物管理士講習会に通常の半分の費用で受講できます。また、産廃塾、リスクアセスメント推進研修会、廃棄物収集作業向上研修会、施設見学会には無償で参加できます。

### 法令集・技術資料集・手引書等の無償又は割引入手

本会が発行する刊行物を無償で、又は割引して入手できます。また、個別の希望に応じ、適当な資料等の提供を受けることもできます。

### 意見交換、福利厚生

定例開催される、会員間の懇親・親睦を深めるための会に参加できます。

Member

## 会員紹介

Information

会社名	株式会社 ジェイ・ポート		
住所	大阪市鶴見区今津北3丁目3番13号		
代表者名	樋下 茂	代表者役職	代表取締役
従業員数	18名 (グループ30名)	会社設立日	平成8年8月

## H I S T O R Y



代表取締役

樋下茂

インタビュー

本社：大阪市鶴見区今津北3丁目3番13号  
 此花工場：大阪市此花区梅町2丁目3番55号  
 事業内容：産業廃棄物収集運搬業（HPの許可取得状況参照）  
 特別管理産業廃棄物収集運搬業  
 産業廃棄物処分業  
 各種リサイクル

URL <http://www.j-port.co.jp/>

## 沿革

昭和29年 城東衛生設立（樋下嘉一郎代表）  
 大阪市公認業者として事業系一般廃棄物収集運搬業務を開始

昭和45年 樋下建二代表者となる

昭和48年 サービス部門開設、掃除に関する業務を開始

昭和55年 有限会社城東衛生として法人化  
 代表取締役 樋下建二  
 大阪市城東区今福南2丁目に事務所新築

昭和57年 産廃部門開設、大阪市産業廃棄物収集運搬業許可取得

平成元年 大阪市鶴見区今津北1丁目に工場設立、事務所移転

平成7年 大阪市鶴見区今津北3丁目に車庫完備

平成8年 有限会社ジェイ・ポートを設立、産廃中継地業務を開始

平成10年 大阪市鶴見区今津北3丁目車庫を工場へ増改築  
 有限会社ジェイ・ポートとして同工場で大阪市産業廃棄物収集運搬・積み替え保管業許可取得

平成12年 積み替えの品目追加、樋下茂代表者、樋下建二会長となる

平成15年 増資、組織変更、名称を株式会社ジェイ・ポートとする

平成27年 大阪市産業廃棄物処分業許可取得  
 現在に至る



## I N T E R V I E W

## 地域社会の環境保全、美化向上に貢献して50年 「まごころサービス」をモットーに廃棄物処理に取り組む

●本日はお忙しいところ、ありがとうございます。まずは沿革について教えていただけますか。

当社は昭和29年に私の祖父が、大阪市の一般廃棄物の収集運搬を行ったことに始まります。私の父は、元々サラリーマンとして廃棄物とは違う仕事をしていたのですが、祖父の仕事を継ぐようになりました。

私も、大学を卒業後は廃棄物とは別の仕事をしていたのですが、30歳の時に仕事を継ぐようになり3代目となります。



●最初は大阪市の一般廃棄物収集運搬業をされていたというのですが、産業廃棄物処理業の業界に関わるようになったのはなぜですか。

今では一般廃棄物と産業廃棄物は、許可などが別のものとなっていますが、私の祖父の時代は分かれておりませんでした。そのような時代の下、今でいうところの産業廃棄物も一般廃棄物も扱っていたのですが、時代の流れと共に、それぞれ別の許可が必要となったため、法律にあわせるという形で産業廃棄物の許可を取得しました。

●御社の得意分野などを中心に業務内容について教えていただけますか。

得意分野は、機動力を活かした小口対応ですね。これは一般廃棄物の収集作業で蓄積したノウハウが活かしているものだと思います。また、大規模に発生する場所は大手の産業廃棄物処理業者が取引しているので、大手の産業廃棄物処理業者が苦手としやすい小口に特化した事業を展開しています。

また、これまで積替え保管を含む収集運搬をして中間処理場に持ち込むという業務を展開してきましたが、排出事業者の方々のニーズに、更にきめ細かく対応していくため、平成27年9月に中間処理（破碎）の許可も取得しました。

今では、有限会社城東衛生、株式会社ジェイ・ポート、株式会社ジェイブリッジの3社でJ-Group（城東衛生グループ）を結成し、各社の個性を活かしながらそれを集結し連携をとることで、よりよいサービスの提供・サービスの拡充を図っております。



	<p><b>有限会社城東衛生</b> 市からの許可業者であり創業60年以上の実績とノウハウを活かし、大阪市内の一般廃棄物の収集運搬をしています。</p>
	<p><b>株式会社ジェイ・ポート</b> 大阪市周辺で、工場または、工事作業等から排出される産業廃棄物の処分をしています。</p>
	<p><b>株式会社ジェイブリッジ</b> 不用品回収から、部屋の片づけ、遺品の整理、福祉・労働事業のサポートなど。多岐にわたるサービスを提供。その他、環境事業サポートやIT関連事業サポートも行っております。</p>

## INTERVIEW

## 我が社は産業廃棄物処理のコンビニエンスストア!

- 社長が考えておられる、サービス業としての産業廃棄物処理業とはどのようなことなのでしょうか。

これからは廃棄物処理業界の世界だけで競争している時代ではありません。今後は、全く想定していない業界が我々の競争相手になる時代となるため、更なるサービスの向上に努めなければ生き残っていくことはできないでしょう。

グループ会社の株式会社ジェイブリッジでは遺品整理業をしています。この業界にも無許可業者が存在しています。無許可業者を容認しているわけでは決してありませんが、このような業者は見せ方が上手く、我々の営業の上手に行くのも事実です。仕事をするには許可を取得するというのが大前提ですが、なぜ、我々が無許可業者に負けてしまうのか、自分たちのサービスの在り方や見せ方を見つめ直さなければ、今後の大競争時代で勝ち抜くことはできないでしょう。

私どもは、地域に特化して「ゴミの事で何か困ったらジェイ・ポートがある!」と思ってもらえるように、サービスの品質を向上させていきたいと考えております。目指す姿は、廃棄物版コンビニエンスストアです。



ジェイ・ポート本社

- お客様の様々な困りごとへの対応し、手間を徹底的に省くというサービス展開においてどのような従業員教育を行っていますか。

従業員教育には力を入れており、営業担当者を中心に7時30分から8時まで自由参加型の早朝勉強会を週二回、現場担当者を中心に大阪府産業廃棄物協会の廃棄物管理士講習会テキストを使った“産廃塾”を週一回行っています。

特に廃棄物処理業界は法律が複雑なため、営業やドライバーといった直接現場に接するものがきちんとした知識を理解しておかなければ、思わぬところで違法行為になりかねないので、廃棄物管理士講習会を受講させるなど特に教育には力を入れています。

法律的な知識も大切ですが、同じくらい大切なのは社風だと考えています。“霧の中を行けば、覚えざるに衣湿る”という言葉にあるように、従業員はジェイ・ポートにいれば、自然とジェイ・ポートの色になっていくのだと思います。

私どもは「親切、調和、誠実」を3つの行動指針として社会貢献することを理念としています。そのためには根底にある「人間とは何か?」について考えることが大切のため、月一回、人間学についての勉強会もしています。





## I N T E R V I E W

**産業廃棄物処理業界に関わるようになった頃を振り返って…**

- 父である先代の社長の姿を見て、樋下社長が子供の頃の産業廃棄物処理業界の印象はどのようなものでしたか。また、どんな夢をお持ちでしたか。

子供の頃、どこかで「会社の寿命は40年」と聞いたことがあり、親の仕事を見て「なんて儲かる仕事なんだろう」と思いつつ「いつまでもこんな時代は続かないだろう」と考えておりました。父からは良い話ばかり聞かされていたため、「将来は継ぎたいなぁ…」と漠然と感じていましたが、40年後の会社の姿と自分の年齢を重ね合わせると、複雑な思いでした。

小学生の頃から、父から「ゴミ屋の息子」として、助手としてゴミの収集作業、トイレの掃除など人の嫌がる仕事をするのを徹底的に教え込まれました。こんな簡単にありがとうと言われるなんて、なんて素敵な仕事なんだろうと思っていました。もちろん、学校に行っても「ゴミ屋の息子」としてバカにする人もいました。私は何とも思わなかったのですが、自分の父親が人様から馬鹿にされている姿を見るのが一番悔しかったですね。



- その様な産業廃棄物処理業界に実際に従事するとなったとき、どのように思いましたか？また、どのようなお気持ちで働いておられましたか？

子どものころから父の仕事を手伝っていましたので、特にギャップを感じることは無かったです。父の会社を継いだ以上、色々やりたいことはありましたが、周りは先輩ばかりだったので、認めてもらうために皆の二倍三倍働こうと思いました。その間は、辛いこともありましたが、最初から「これは自分に課せられた罰ゲーム！」と割り切り、言いたいことも言わずに働きました。

- 社長は大学卒業後、廃棄物とは関係の無い仕事をされていたそうですね。

私が今の仕事を継いだのは30歳の頃でした。小学時代は野球チームに所属、中学ではプロレスにはまっけてしまい、高校ではレスリング部に入っていました。大学卒業後は、カナダのノヴァスコシア銀行に6年間勤め、その後はオーストラリアにあるホテルで経営を勉強していたのですが、父の病気もあり、今の仕事を継ぐこととなりました。

- この業界は今後、どのようなになっていくと思われますか。

色んな垣根が無くなってき、今のような〇業というものが意味を無くしていくでしょう。産業廃棄物処理業者間の競争ではなく、異業種との競争の時代に突入するのではないでしょうか。そのような環境の下、色んな生き方があるかと思いますが、私どもは何にでも手を出すのではなく、得意分野に特化していきたいと考えています。



## I N T E R V I E W

## 城東衛生グループの更なる発展を目指して…

## ●今後、城東衛生グループをどのような形に発展させていこうかと考えておられますか。

従業員全員が経営者のようになり、緩やかな連邦体のようにになりたいですね。仕事をする以上、皆で丸となり、やっていきたいし、従業員には豊かな生活を送ってほしいです。そのためにも、皆が雇われているという感覚ではなく、経営者のような感覚で働くことで城東衛生グループを発展させていきたいと考えています。

## ●発展していく上で、一番大切なことは何だとお考えですか。

勇気ではないでしょうか。目標を決めたら皆で丸となり勢いよく突っ走っていくことが発展の源だと考えています。しかしながら何かをするにはリスクもあります。そのようなリスクを感じながら何かをするためには勇気が必要です。勇気の源は仲間、会社においての仲間は従業員です。


私は素晴らしい仲間（＝従業員）に囲まれているので、勇気を持って会社の発展のため勢いを忘れることなく突き進んでいきたいと考えております。

## ●最後に、社長の夢をお聞かせいただけますか。

私を含め、みんな元気でイキイキと仕事をし、みんながニコニコ「自立と調和」のできる会社にしていくのが夢ですね！そのために儲けねば！

## わが社のホープ！

## （頑張っている従業員の紹介）

氏 名	吉 本 聖 美
役 職	営業部
仕事内容	<p>入社は2009年10月、今年で6年目となります。一般廃棄物と産業廃棄物の営業、広報などの業務をしております。中間処分場が本年9月より始動、これからの仕事の方向性が大きく変化する転機と感じています。嬉しく思ったのが、お客様より「良かったねー」「おめでとう」等と、お言葉を頂いた時でした。小口の定期回収も多く、ごみ袋1ツ、10kg以下の時もあります。産業廃棄物の難しさは、少量でも同じ一連の流れを持っている事だと思います。</p> <p>お客様に丁寧に解りやすく説明する事が大切だと、工夫して話せる様に心掛けています。</p> <p>一般廃棄物業に関しては創業61年を迎え、地元に着した「老舗」の看板を背負っていると感じる事があります。この会社に入れて本当に良かったと思います。私も6年分の看板を背負って「サンパイ女子」として今後もこの会社で頑張っていこうと思っておりますので、ご指導ご鞭撻のほど宜しくお願い申し上げます。</p>
	

## I N T E R V I E W



氏 名	岩 木 慶
役 職	営業部
仕事内容	<p>かつて、城東衛生グループの株式会社ジェイブリッジへ派遣社員として1年間、働きに来ていました。ジェイブリッジで働いているうちに「この会社なら間違いない！こんな会社で働きたい！」と思い、2時間近くかけて働きに来ていた猪名川町から会社の近くに引越し、社長に直談判して正社員になりました。正社員になったところ、皆、真面目で優しい中に厳しさがあり、社風が良くて、予想通りの会社でした。株式会社ジェイ・ポートには今年の4月から配属となりました。</p> <p>今は産業廃棄物がメインとなりましたが、ジェイブリッジで吸収した経験を活かして貢献していきたいと考えています。お客様のところへ飛び回って忙しい毎日ですが、休みの日は大好きなお城巡りをして気分転換しています。</p> <p>最近、「天空の城」・「日本のマチュピチュ」とも呼ばれるようになった“竹田城”、私が素晴らしさを発見して良く行っていた頃は、訪れる人もまばらでよかったのですが、今は人が多すぎて…また行きたいなぁ～</p>

## 会社から の一言

弊社グループの理念は「信頼を繋げる」

二人は常にその理念の基で実行しているようでお客様より評価を頂いており嬉しく思っております。

ただ現状に満足していると退かが始まります。次は自分の目指す方向を明確化するため情報収集と自己内対話をして自分という商品をよりブラッシュアップして自立して頂きたいと思っております。

その上で中国古典の君臣義ありという言葉のように経営者と社員も信頼で繋がりたいと思っております。

# Clean Life

クリーンライフ

これまでに発行したClean Lifeのバックナンバーをご用意しております。数に限りがございますので、ご希望の方はお早めに事務局までご連絡下さい。

●環境配慮契約法基本方針・産業廃棄物の処理に係る契約に関する基本的事項について(案)

第52号 (平成25年3月27日発行)

●港湾における船内廃棄物の受入に関するガイドライン(案)

第53号 (平成25年5月31日発行)

●廃棄物情報の提供に関するガイドライン(第2版)について

第54号 (平成25年8月30日発行)

●必携！廃棄物処理のためのガイドライン・マニュアル等

第55号 (平成25年12月6日発行)

●第1回地球環境保全のための3R推進フォーラム開催

第56号 (平成26年3月27日発行)

●低濃度PCB廃棄物の洗浄処理

第57号 (平成26年6月20日発行)

●水銀廃棄物の処理に関する論点と考え方(案)について

第58号 (平成26年9月29日発行)

●未来のごみ処理のあり方を考えるフォーラム

第59号 (平成26年12月5日発行)

●國中賢吉会長 平成26年秋の叙勲への感謝の言葉  
●第2回地球環境保全のための3R推進フォーラム「地域における3R社会の未来」

第60号 (平成26年3月26日発行)

●7月1日スタート！大阪府による土砂埋立て等の規制

第61号 (平成26年6月19日発行)

●進む！災害廃棄物対策の整備  
●いよいよ始まる  
●マイナンバー制度

第62号 (平成26年9月25日発行)

BACK

バックナンバーのご案内

NUMBER

連絡先：公益社団法人大阪府産業廃棄物協会 TEL.06-6943-4016

公益社団法人 大阪府産業廃棄物協会の

# 分かりやすく コンパクト 必携の一冊

## よくわかるシリーズ1

産業廃棄物の処理の委託をするときに不可欠な manifests のしくみを分かりやすく解説！本冊子では manifests の書き方や各伝票の運用方法を記載例、フロー図などを駆使しながら分かりやすく説明しています。巻末には manifests についてよく質問される事柄を Q & A 方式で掲載！産業廃棄物の処理を委託する方、される方に必携の一冊です。



## よくわかるシリーズ2

産業廃棄物を運搬するときに、守らなければならない処理基準を中心に解説！収集運搬車両の表示板、積替え保管する場合の基準、施設（車両）の使用権限から大阪府流入車規制など、収集運搬において必要となる事柄をコンパクトにまとめた一冊。巻末には収集運搬についてよく質問される事柄を Q & A 方式で掲載！産業廃棄物の収集運搬をされている方には必携の一冊です。



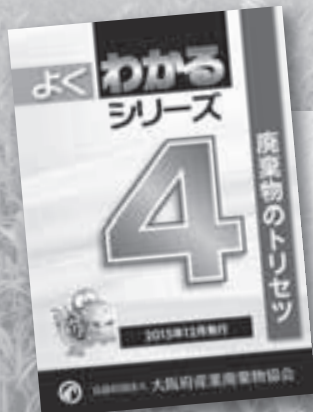
## よくわかるシリーズ3

許可の有効期限の延長など、産廃処理業者にとって数々のメリットがある優良産廃処理業者認定制度を分かりやすく解説！優良認定を受けるための5つの基準を解説するだけでなく、過不足なく申請事務を行えるよう、チェックリストも収録。巻末には、優良産廃処理業者認定制度についてよく質問される事項を Q & A 方式で掲載！優良産廃処理業者の認定を目指されている方には必携の一冊です。



## よくわかるシリーズ4

これは産業廃棄物か一般廃棄物か？産業廃棄物の種類の何になるのか？など廃棄物の適正処理の基本となる判断基準を中心に解説。廃棄物の取扱説明書として必携の一冊です。



# 廃棄物法制等普及促進シリーズ

連絡先：公益社団法人大阪府産業廃棄物協会  
TEL.06-6943-4016

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.1  
● 通知で見る廃棄物処理法

通知で見る廃棄物処理法

2009年4月1日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.2  
● 産業廃棄物処理業の  
● 経理的基礎のあり方

産業廃棄物処理業の  
経理的基礎のあり方

2010年3月31日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.3  
● 産業廃棄物処理業における  
● 労働安全・衛生のあり方

産業廃棄物処理業における  
労働安全・衛生のあり方

2011年3月31日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.4  
● 産業廃棄物処理業における  
● ヒヤリ・ハットの事例分析

産業廃棄物処理業における  
ヒヤリ・ハットの事例分析

初版 2011年12月1日発行 第2版 2015年12月1日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.5  
● 廃棄物収集作業マニュアル

廃棄物収集作業マニュアル

2012年5月1日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.6  
● 循環資源市場実態レポート

循環資源市場実態レポート

2012年5月1日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.7  
● 産業廃棄物埋立処分場の  
● 公共関与のあり方

産業廃棄物埋立処分場の  
公共関与のあり方

2012年5月1日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.8  
● 汚染土壌処理の  
● 法規と実態

汚染土壌処理の  
法規と実態

2014年3月1日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.9  
● 廃棄物の定義と事業者の  
● 特定に関するFAQ

廃棄物の定義と  
事業者の特定に関するFAQ

2014年3月1日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.10  
● 産業廃棄物処理業に関する  
● BCP策定ガイドライン

産業廃棄物処理業に関する  
BCP策定ガイドライン

2014年12月1日発行



## 編集後記

我が社もそうなのですが、最近は産廃業において女性の活躍が目立っています。親団体である公益社団法人全国産業廃棄物連合会発行の業界紙INDUSTにおいても「さんばい女子」と称した特集が通年に渡り組まれている程です。

そこで当誌編集を担当する組織広報委員会が運営する「なにわサンパイ塾」においても「さんばい女子限定」で募集したところ協会の会議室では収まらず別フロアの会議室を借りないといけない程盛況になりました。

そこでわかったことは、まず、女性はコミュニケーション能力が非常に高いということです。開始30分前に会場入りしたら既にほとんどの人が集まっており既に名刺交換や自己紹介が終わっており、かなり打ち解けた状態になっているのです。

これまでの「さんばい塾」では開始早々にテーブル毎に自己紹介タイムを設けて、それでようやく打ち解け始めるのですが、女性の場合には既にグループが一致団結した状態になっているのです。

また、女性はそのコミュニティの中で誰かがリーダーシップを取るということではなく自然と役割分担ができるということが分かりました。

ここに男性が混じるとリーダーとフォロワーができてリーダーシップがないコミュニティでは停滞が起きてしまうのが女性だけであれば誰がリーダーということではなく、それぞれがうまく役割分担して課題解決をスムーズに行えるということが分かりました。

他にも幾つかの気付きはありましたが、とにかくこの企画は予想以上に盛り上がり今後も何回かに一回は女性限定の研修会をしたいと思っていますところです。

また、本誌でも女性の活躍について特集できれば面白いと思っていますところです。

濱 田

## Clean Life vol.63

編集 公益社団法人大阪府産業廃棄物協会  
組織広報委員会

委員長	濱田篤介
副委員長	田中公治
副委員長	高好健二
委員	尾崎正孝
委員	片瀨則人
委員	渋谷和義
委員	高田実佐大
委員	福田勝
委員	吉本聖美
事務局	福原睦美









産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の許可申請に関する講習会（新規・更新）  
 特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会  
**近畿地区 平成27年度日程表**

	新規講習会				更新講習会		特別管理産業廃棄物 管理責任者講習会
	産業廃棄物 収集運搬課程	産業廃棄物 処分課程	特別管理産業廃棄物 収集運搬課程	特別管理産業廃棄物 処分課程	収集運搬課程	処分課程	
講習期間 受講料	2日間 ¥30,400	3日間 ¥48,300 (※1)	3日間 ¥46,200	4日間 ¥68,000 (※2)	1日間 ¥20,000	2日間 ¥25,200	1日間 ¥14,000
平成27年 4月					大阪会場：24日		大阪会場：23日
5月	京都会場 14日～15日 兵庫会場 26日～27日	奈良会場 12日～15日			兵庫会場：14日 京都会場：20日		兵庫会場：15日 京都会場：21日
6月	奈良会場 16日～17日		兵庫会場 2日～4日		奈良会場：19日		奈良会場：18日
7月	大阪会場 2日～3日				兵庫会場：16日 大阪会場：24日	京都会場 2日～3日	兵庫会場：15日 大阪会場：23日
8月	和歌山会場 26日～27日	兵庫会場 25日～28日			滋賀会場：19日		滋賀会場：20日
9月	京都会場 2日～3日 兵庫会場 10日～11日				京都会場：10日 和歌山会場：17日		京都会場：11日 和歌山会場：16日
10月	大阪会場 8日～9日			大阪会場 26日～30日		兵庫会場 14日～15日	大阪会場：7日 兵庫会場：16日
11月	滋賀会場 5日～6日				大阪会場：6日 奈良会場：19日		大阪会場：5日
12月	大阪会場 16日～17日				兵庫会場：9日 京都会場：16日		兵庫会場：8日 大阪会場：15日
平成28年 1月	兵庫会場 26日～27日				大阪会場：21日 滋賀会場：26日		大阪会場：20日 滋賀会場：27日
2月	京都会場 2日～3日 和歌山会場 25日～26日		大阪会場 3日～5日		兵庫会場：5日 京都会場：23日 和歌山会場：24日		兵庫会場：4日 京都会場：24日
3月	大阪会場 9日～10日	京都会場 8日～11日			大阪会場：18日	大阪会場 2日～3日	大阪会場：17日

注1 産業廃棄物処分課程に収集運搬課程を追加される場合、講習期間は4日間になります。

注2 特別管理産業廃棄物処分課程に収集運搬課程を追加される場合、講習期間は5日間になります。

**受講申込み、お問い合わせ先**

<b>滋賀会場</b>  (一社) 滋賀県産業廃棄物協会 〒520-0051 滋賀県大津市梅林1-3-30 TEL: 077(521)2550 (こうぜんビル2階)	<b>大阪会場</b>  (公社) 大阪府産業廃棄物協会 〒540-0011 大阪市中央区農人橋1-1-22 TEL: 06(6943)4016 (大江ビル3階)	<b>奈良会場</b>  (一社) 奈良県産業廃棄物協会 〒636-0246 奈良県磯城郡田原本町千代580-4 TEL: 0744(33)8800 (南部環境開発ビル5階)
<b>京都会場</b>  (公社) 京都府産業廃棄物協会 〒601-8027 京都市南区東九条中御霊町53番地の4 TEL: 075(694)3402 (Johnsonビル2階)	<b>兵庫会場</b>  (一社) 兵庫県産業廃棄物協会 〒650-0023 神戸市中央区栄町通2丁目4番14号 TEL: 078(381)7464 (日栄ビル3階)	<b>和歌山会場</b>  (一社) 和歌山県産業廃棄物協会 〒640-8150 和歌山市十三番丁30番地 TEL: 073(435)5600 (酒直ビル3階)

# Clean Life vol.63

クリーンライフ

第63号



平成27年12月4日発行

発行責任者 公益社団法人

大阪府産業廃棄物協会

〒540-0011

大阪府中央区農人橋1-1-22

TEL : 06-6943-4016

FAX : 06-6942-5314

会長 片 渕 昭 人

組織広報委員長 濱 田 篤 介

